

平成21年（2009年）紀北町6月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成21年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成21年6月18日（木）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

13番 島本昌幸

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 近澤チヅル

4 番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は20名でありまして、定足数に達しております。

13番 島本昌幸君より体調不良のため欠席との連絡を受けておりますので、報告します。

また、21番 谷節夫君から遅刻との連絡をいただいております。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

3番 近澤チヅル君

4番 家崎 仁行君

のご両名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に、一般質問を行います。

本日は入江康仁君ほか3人の一般質問を行います。

なお、議員の発言時間は30分以内とし、持ち時間が残り5分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

質問の方法については、最初に登壇していただき、通告した事項すべてについて質問をしていただき、執行部の答弁の後は自席にて質問することを許可いたします。

それでは、11番 入江康仁君の発言を許可します。

11番 入江康仁議員

皆さんおはようございます。ただいまから議長の許可をいただきまして、私の6月議会においての一般質問を行います。今回の一般質問の内容は、1つ目は去年の6月議会において質問をした紀伊長島町水道水源保護条例と海山町水道水源保護条例の一本化についてであります。2つ目は奥山町長のこの10月に予定されている紀北町町長選挙の出馬表明に対する質問です。最後は、古里、道瀬地区に伴う上水道配管工事についてであります。以上が今回の私の6月議会での一般質問の内容でございます。

それでは、1つ目の質問に入ります。いま何故この条例の一本化に対する質問が出てから、1年になろうとしているが、何故いまだに一本化できないのか。当然この問題は紀北町の初代町長としての在任期間である4年間のうちに解決する問題であったと考えるが、一本化できなかったことへの責任に対して答弁をいただきたい。

ちなみにこの条例の本来の目的は、赤羽川を水の汚濁から紀北町の町民を守るためにつくられたものであるが、つくる時は明智光秀の三日天下の例えじゃないが、3日で作ったものであると聞いているが、3日で作った条例がいまだに何故一本化にできないのか、そのところを含めても答弁をお願いいたします。

そしてこの条例は当時の紀伊長島町を、また紀伊長島町町民の飲料水を水の汚濁からまた枯渇から守るという大前提のもとにつくられたものであるが、実際は当時の町議会議員であった一部議員と、当時の大内町長の一部の側近たちによって、その当時の世間の風評と紀伊長島町民を背景に、また善良な紀伊長島町の町民を利用して、一企業の事業をとめるためにつくったものであるが、答弁をお願いいたします。

そして、このような考えのもとにつくられた紀伊長島町水道水源保護条例によって、産廃訴訟が起り、10年に及ぶ裁判の結果5,100万円という莫大な訴訟費用を死に金と使い、紀

北町の敗訴が決まったのです。そして、この産廃訴訟の敗訴が原因で、紀北町の将来を揺るがす問題の国家賠償訴訟が起こっているのです。そして、それに伴う訴訟費用も今年度で、3,000万円になろうとしています。そしてこれが毎年増え続けていくのです。このように紀北町の町民の皆様のためにならない、死に金として使われているのです。奥山町長の腹の痛まないお金として使われている。これが解決するのに、あと10年かかるといったが、これからもどれだけの訴訟費がかかるか答弁をお願いいたします。

そして4年前の平成の合併による旧海山町と旧紀伊長島町が合併の時において、お互いの町条例のすり合わせの時も、両町のこの水道水源保護条例だけが一本化できず、暫定条例となり全国でも珍しいひとつの町に同じ条例が2つあるという異常状態が続いているが、この条例を一本化にしようとする努力はしなかった。紀北町の初代町長としてのこの大きな責任について答弁をお願いいたします。

またこの異常な状態を合併して4年になるが、町長は去年の6月議会において、私の一本化の質問により、ようやく重い腰をあげた状態である。そして去年の12月議会において、検察庁へ相談をしているという報告をしてからは、全然、議会に報告がないが、どうなっているのか答弁をお願いいたします。

次に2つ目の質問に入ります。今回、平野倅規議員の10月に行われる紀北町の町長選についての質問に対して、出馬表明をいたしました。この紀北町をどのような町にしていくのか、また合併後の紀北町の初代町長としてやってこられた4年間は、事実、お魚らんの移転補償問題、産廃訴訟の敗訴、それに伴う紀北町を揺るがす国家賠償訴訟という同じ町に住む町民、企業から裁判所に訴えることばかりであったが、このことに関して町長の答弁を求めます。

また赤羽老人ホームの民営化の問題は、あなたが、町長が再任されたら、どのように民営化を進めていくのか、これもお答え願います。新庁舎の移転についてはどうか。紀北中学校の移転問題について、また損害賠償訴訟については先の全員協議会に2人の議員から損害賠償訴訟を起こされている現在、これを解決しなければならないという質問に対して、町長は答弁として最高裁までいくと、まだ10年かかるという無責任な答弁をいたしました。ここの真意をお聞かせください。

最後の3つ目の質問をいたします。古里、道瀬上水道配管工事について、この問題は去年に予算としては議決しています。それはそれとしていいのですが、問題は予算の議決してから工事が延びたというところに問題があるのです。何故、当初の加田、長島隧道ルートの方

画を変更して問題が多い海野ルートに変更したのか、町長の答弁をお願いいたします。以下は自席について質問いたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。入江議員のご質問にお答えいたします。まず最初は、水道水源保護条例については、議員も十分ご承知のとおり合併時、旧紀伊長島町で産廃訴訟が係争中であり、本条例が裁判の争点になっていたこともあって、現在も合併前の旧町それぞれの条例を暫定施行しているところであり、紀北町になった今、いち早く両町の条例を一本化して議会並びに町民の皆様にご報告申し上げなければならないことは重々承知しております。

本町としましては、本条例の目的は住民が安心して飲める水を確保するため、本町の水道水質の汚濁を防止し、その水源を保護し、住民の生命、健康を守ることを第一に考えるものであり、それは旧紀伊長島町においても、旧海山町においても、その理念は同じだと思いますので、新条例におきましても、それを第一とした新条例を制定したいと考え、策定作業を続けているところでありますが、さてご質問の進捗状況ですが、2月の議員全員協議会で議員の皆様にお示ししました紀北町水道水源保護条例案をもとに、特に罰則規定について、本年の1月から津地方検察庁と協議しておりまして、これまで4回検察庁に出向いて、検事と直接協議しており、去る6月5日にも連絡をとりましたが、慎重にご検討いただいている様子で、まだご回答をいただけていない状況です。

また他に要綱につきましても、内容等を本条例の規則案との関係で、精査している最中でありまして、それに対する逐条解説もあわせて作成しておりますので、これらが固まり次第、再度、議員の皆様詳しく説明させていただきますので、いま暫くお待ちいただきたいと存じます。

それから、費用についてはですね、今後どのぐらいかかるのかというご質問をされたようでございますが、この費用につきましましてはいろんな現象が出てまいりますと、なかなか今の時点で推測することは難しいので、差し控えさせていただきます。

次に、町の将来に対する諸問題の1番、老人ホームの民営化についてお答えいたします。その前にですね、先般の一般質問の中で平野議員から問われたことにつきましては、ご承知のとおりでございますけれども、高速道路近畿自動車道紀勢線が南進するにつきましてもですね、これは非常に大変当町にとっても重要なチャンスであり、このことについて果敢に町

の発展のために努力したい。それから町民の皆様が抱いておられる不安だとか、心配を早急に取り除いていき、この豊かな自然に恵まれた、この紀北町に住む町民の皆様が幸せにあふれるような町にしてみたい。

それからいま懸案の問題といたしましては、防災対策がありますし、学校の耐震化もこれ続けてやっていかなければいけない。それからもうひとつは損害賠償請求事件もございますし、本庁舎移転もございます。それぞれの課題に一生懸命努力してみたいという考え方で出馬を表明させていただいたわけであります。

老人ホームの民営化につきまして、お答えいたします。この件につきましては、二度にわたる全員協議会を開催させていただき、いろいろなご意見等も頂戴しながらご協議を続けさせてもらっているところでありますが、私としましてはかねてから申し上げておりますとおり、老人ホーム赤羽寮は、養護、特養、両施設とも民営化を図るべきという一貫した考え方を持っております。その根拠について申し上げますと、赤羽寮の今後の運営方針を検討する上で、やはり一番に考えたことは、入所者にとってより良い入所環境を提供するにはどうすればよいかということであります。ご承知のとおり赤羽寮は養護は建設から37年、特養も34年を経過し、施設の老朽化が著しく、入所者のプライバシーに配慮した個室化などに対応するためにも、改築あるいはそれに準ずる大規模改修が必要不可欠となっております。

それを実施するには、民間の活力を導入を図ることは、有効な手段であると考えられることがあげられます。次に運営主体が町でなければならないのかということを考えてみますと、老人ホームの経営は国が強力に民営化を推進してきたことにより、現在、その中心は民間であり特養では全国の95パーセントが既に民営であり、当地域においても既に担い手としての民間が育ってきております。また赤羽寮は全国的にも稀な町単独による養護、特養、併設の運営形態を保っており、これまで長年にわたり地域の高齢者福祉向上に多大な貢献を果してきたと言えますが、全国的に民営化が進められているなか、町単独でその運営を続けるよりも、今後は民間に任せることを考えるべきではないか。そうした時に、入所者にとって不利な点が多くなるのかということ、実際には利用者負担金についても、職員配置等についても国の基準で厳しく決められていることから、民営化したからといってサービス低下を招くということは考えにくいと考えます。

そして町の長期的な財政運営面から考えてみますと、このまま公設、公営を続けようとするなら、用地費等も入れれば約12億円という莫大な改築費が必要となり、老人ホームは収益事業であるため、有利な起債が活用できないことから、丸々借金となり、その償還のために

多大な財政負担が生じることになってしまいます。民営、民設として、した場合にも職員の配置転換が必要となるといった課題もありますが、行政のスリム化が図られることから、将来的には財政負担は軽減されるものであります。以上のようなことを総合的に判断した結果でございますので、どうかご理解いただきますよう、重ねてお願いいたします。

次に、古里道瀬簡易水道統合整備事業についてであります。町としましては基本構想に基づき水道工事を進めておりますが、安全安心な水の確保を第一としております。しかしながら、水道事業会計は財政的に逼迫しておりますので、道路の新設、改良、橋梁の建設、トンネル工事等があれば、その工事にあわせて先行施工を実施しております。そうすることで工事価格が安価になることは言うまでもなく、道路を再度掘り返すといった二度手間を省くことができることや、工事完成後、施工すると出てくるであろう様々な障害を未然に防ぐことができるかと考えるからであります。

そのことから、議員が言われるとおり、長島隧道においても、トンネル改良工事とあわせて先行施工で水道管を布設しましたことは事実であります。その後、古里道瀬簡易水道統合計画を作成するにあたりましては、上水道より町道古里、江ノ浦線長島隧道を經由する計画を考えておりましたが、鉄道を横断する箇所が2箇所あり、協議、許可が容易でないことや、当時の町道古里江ノ浦線、古里江ノ浦橋については、JR管理の橋であり、老朽化が激しく重量制限もありまして、水道管添架の施工は困難でありましたことと、また古里道瀬簡易水道の水源が枯渇することが度々あり、上水道と早期に統合する必要が生じたため、紀伊長島区海野地区の県道長島港古里線を經由し、配水池を設置する計画で実施しております。その後、新しい跨線橋の設置や町道の改良、高速道路の促進により、それを利用する形で管路をループ状に布設し、既設の配管をいかすことで断水のリスクを一段と減らすことができますので、今後もこのような対応をとっていきたいと考えておりますので、何とぞご理解を願います。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今、町長ですね、答弁に対して、水道水源保護条例に対して裁判があるからということの中で一本化が遅れているということや、それはどういう意味で、そういう答弁をしたんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

係争中でありまして、その裁判の基本としては旧紀伊長島町の水道水源保護条例が基になっておるからであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃその裁判終わったじゃないですか、敗訴という形で。そこはどうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

産廃訴訟が終わりましてから、着手を考えております。

11番 入江康仁議員

なんやって、もう一回ちゃんとはっきり言って。

川端龍雄議長

町長もう一度。

奥山始郎町長

裁判終わってからですね、取りかかっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そいで裁判終わってから取りかかっておるって、それは私は6月に去年の質問いたしましたね。それはそれとしていいですわ、しかしね、町長、このいろんな負の問題に関してはいろいろな問題は、あなたは町長という任期が4年の間にやるべきなんですよ。この初代紀北町の町長として。これを今どのように変えようとするんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほども演壇で申し上げたように、町民の命の水を確保し、汚濁や枯渇にならないように、それを基本にしてこの条例をつくっていきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その町民を守るこの飲料水を守る条例が、その当時、いろいろな問題があったと思いますが、それ存じておりますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

仄聞するところでは、今、先ほど議員がおっしゃったようにですね、3日で作ったというようなことがあると思っております。

(「3日じゃないよ」と呼ぶ声あり)

奥山始郎町長

それは議員が言うたんですから、そういうふうに。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その中でね、町長、私はその3日で作ったこと指摘しとるんだよ。この条例でそんなら町民の飲料水、いろんな問題があった時、当時ね。当時あった問題を知ってますかということ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その頃の、私が着任したのは11年、平成11年ですので、それ、まあその時は既に産廃訴訟は行ってましたですね。それで具体的なことはあんまりその記憶を持っておりません、それ以後のことは覚えてます。それ覚えます、それ以後のことは、11年。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね、町長。この条例が出てからいろいろな問題、赤羽地区で起こったことはですよ、養鶏の問題の悪臭であり、この水道水源保護条例に係わる水の汚濁の問題で大変な問題

が起こったんですよ。地域によって。ここを私は言いたいんですよ。あなたはこの条例の執行者としてそれぐらいは、以降だとか、以前とかいう関連の考え方でおってもらったら困りますよ。この条例に対しては、どういう経緯があったかということぐらいは、就任した時にあなたが一番先に勉強するなり、現実には産廃訴訟が起こっているんだったら、その経過、経緯を知るのもあなたでしょう。そんな無責任な答弁ないと思いますが、そしてこの養鶏問題、どのような決着をしたか知ってますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問の趣旨を、もう一度教えていただきたいんですけども、その当時のこの水道水源保護条例にかかる問題で、養鶏問題というのが、どのように絡んでいたのか。よくわかりませんが、私は悪臭は存じあげております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今もうひとつちょっとわからないということで、もう一回ほんなら説明させてもらいます。いいですか、議長。

川端龍雄議長

カウントはしません。

11番 入江康仁議員

町長よく聞いてくださいね。要はこの条例であなたは、紀北町の町民の飲料水に関しては守るためにつくったというけど、この条例では守れないということなんですよ。要はその当時、起こった赤羽地区で起こったのは、今の養鶏問題の悪臭と水の汚濁だったでしょう、鶏糞による。垂れ流しの問題があって、赤羽地区の人たちがみんな騒いだじゃないですか。そして何故その問題になってるこの業種を、何故水道の指定に入れなんだか、水道水源保護条例の指定業種に入れなんだというのが、町民の大きな声があったと思いますよ。

そしてもうひとつは枯渇に係わる問題は、この地域に1日何千トンという企業が地下水をくみ上げてますよ、現在も。何故そのような現実にある問題を、この水道水源保護条例の指定業種に入れなくて、これからやろうとする牛舎、豚舎とか、やってないもんとか、やろう

としている企業に対しての、産廃事業に対しての一部指定だけです、そういうことになったことで、あなたは守れますかって、その問題はあなたが認識してくださいよ。わかります、今、言ったことを。こういう問題があったというのは、現実にはここにありますよ、当事者は。それでやめたんでしょう。経緯があったんでしょう。そこを答弁してくださいって言うの。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことであるならば私はその時の業者がもう既に廃業したと、その養鶏をやめたということはよく存じあげております。それからもうひとつの水をたくさん使う企業があるということなんです、それは旧長島町時代にある議員が、私に一般質問をされましたが、その時にはまだ水道水源保護条例ができてなかったというふうに答えております。そうなんです。でありますんで、しかもそれが今、水源の枯渇が起きてるとか、そういうことはないということで、私は認識しております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは、あなたの言う、そんならこの遡及適用は適用しないということですね。以前にあるって、その枯渇にある問題は企業がもうできてる。現実にはやってるもんだったら遡及適用になるから適用しない。それだったら産廃業者はこれ申請出した時には、許可できた時には県のなかったんですよ。何故、これを入れて適用したんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

遡及適用として適用しないのかどうか。それはそこはわかりませんが、既にあったものはですね、営業してて水源に枯渇に影響しない、汚濁に影響しなかったら、遡及適用する必要はないじゃないですか。そういうことは、町のためにはならないんじゃないかと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それは意味が違うよ、町長。私が言っとんのは、現に枯渇、本当に重んじるんやったら、先の公害問題もそうです。何故入れてないんですかっつうの。そして裁判があろうがなからうが、そういうことを関係なくして、現実にあわしてやるのが町条例でしょう、私が言っとんのは。あなたの言っとんのは、ほんならこれからわからない産廃業者、どんだけ5トンでとめたんですよ。こちらは何千トンとっとんの。本当に真剣に枯渇を考えるならば、その企業に対しての調査も必要でしょう。それはあなたは現実にはやっとならいいんだと。それは通らないですよ、あの町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現実を直視して対応するのが、行政の務めだと思っております。今、問題は発生しておりませんので、私はそれは関係、問題にしておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはほんならあんた、詰まってくよ町長。それではね、この検察庁に今、相談しにいつてるっていうけど、4回やっとな。あなた答弁しましたね。その4回いった時の検察の指摘事項、皆ここで事細かく述べてください。そして文書に出して、これみな配布してください。それを。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだそれが確定しておりませんので、今ここでそのどういうことに決定したのかどうかを示すことは、これはもう決まった時点です、全員協議会等の中で説明をさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやそれは通らん。私はそんな質問してない。それはそういう私は質問してない。今、現

実にこの条例がいろいろな問題があって、産廃訴訟にもなって、いろんなことになって、敗訴になった。これを改めて一本化にできなかったことに対してですよ、検察庁の指摘をということで、私は指摘したんですよ。相談したかと、罰則規定がついておるから検察庁に相談せなあかんよということは、通達が出たと、平成元年に。それでもってたんでしょ。だから4回も私はいいんですよ、別に。その今、指摘受けとる内容事項は、この議員に対して別に隠すことじゃない、確定するまでに今の現時点のことを教えてくださいということ。これは拒否権限もなにもないと思いますよ、議長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお言葉ですけれども、私はその隠すつもりはないんです。それがきちんと検察庁の指導を得まして、条例として確定した時に、議員にお知らせ、お示しするというスタンスであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはないでしょう。私は質問しとるんだから、現実にあることは検察庁で相談しとると、いう、今、現に12月にもはっきり言ってんですよ。それを3月に出すということ、出さなかったから今、私は言っとなのです。だからどのような指摘事項をやられとるかということぐらいは、当然これ示せるべきもんですよ。私、無茶言ってますか。議長、これは出さしてください。これですんやったら議事進行で、議長の判断をやらなあかん。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

お言葉ですけども、隠すつもりじゃないんです。何回も言っているように。ですから検察庁の指導を得てですね、ここの条文はこうしなさいって、確定した時点でお示しするって言うてるんですから、ご理解をいただきたいと思います。今まだそれは確定してないんで、途中ですから、それやったらまたいろいろと不備なことがあるんで、確定した時にお示しをいたします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、いいですか議長。

川端龍雄議長

はい。

11番 入江康仁議員

私が言っとんのはね、この条例は議員提案でつくった条例なんです。旧紀伊長島町の水道水源保護条例は。そしてその条例をですよ、今度一本化するために、検察庁へ罰則規定がついているから、以前、私は旧紀伊長島町時代の議会において、それやったかって言うて、やってなかったから、私は指摘した。それに伴って持ってとんですね、検察庁へ。これは議長知ってますね。12月に持って、今、相談してますと、そして3月までにはそれに対して出すようにしますという答弁をいただいとるんだから、今、6月までなっても、まだ一向に何も無い。そして2月にその報告受けてから、今までないことに、議員そのものもね、何も言わないのもおかしい。そしてこれは私は、資料を求めとるのに今どういう指摘があるんだと、この条例に関して我々も勉強せなあかんのじゃないですか。議員提案でやった以上、そのだから検察庁の指摘を、こういうことで指摘を受けてます、どうつつうのも、町民にわかってもらわなあかんのじゃないですか。

やはりそういう資料を求めとんのに、確定、決まってからって、決まってからじゃないでしょう。ほんならこの条例は、つくる時には検察庁、裁判所、いろんなどこへ相談してしました。今、前者議員は、6番議員さんは3日で作ってないと言ったけども、3日じゃないんです。3日じゃなくてもええです、それは。しかし短期間でつくったのは事実なんですよ。ねえ。それに対してのつくった時のこの、それに対しては担当課でもなんか4回行っつうと言った。何故4回行っつうてもまとまらないような条例なんですか。それが今まで間違っつうた条例として、ほんならつくって、町はやってきたことになりますよ。それを正当化するためにもやはりこの議会で、町民の皆さんが見てる、産廃訴訟しかり、それが原因になった損害賠償が起こっつう。その原因は何かつつうと、この水道水源保護条例なんですよ。みんな関心持ってますよ。

そして町の皆さんにその条例を規制さす、町長が執行する権利は町長しかないんですよ。その中身を町民に知らせないのと一緒ですよ、これ。だから私だったら、オープンにしてこういうところが間違っつうました。こういうことに今、指摘を受けてます、それは地域にとってい

ろんなことがあるから、ねっ、条例で上乗せできんのは県条例ですよ。それは地域によっていろいろな地域の問題があるから、法律以外に上乗せ規定もできるようになっとんのは、県条例だけです、はっきり言って。

それは副町長も十分知っとるはずや、それは。私が言っとる、この検察庁の指摘は何故資料と出せないのか、指摘受とるとは言えないのかつうのは、納得できん。これ議長、これ私の質問もね、これを拒否されたら、何言っとるかわからんことになってくる。これは暫時休憩してでも、詰めてください。これは私は間違とるんやったら、私の質問、間違とるでとめてください。

川端龍雄議長

町長、答弁ありますか。

奥山町長。

奥山始郎町長

よろしいですか。あのですね、入江議員のおっしゃることは、今まだ固まってない、私が答えたのは固まってないから、どういうふうに変化していくかわからん段階ですよ、それをお示しすることは避けたい。それはご遠慮願いたい、それが指導のもとに、検察庁の指導のもとに確定した段階で、お示しすること言うとんですから、暫く待っていただきたいと思ってます。どうぞよろしくをお願いします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これはできんよ、これは、あれで。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

1番 東篤布君。

1番 東 篤布議員

住民だけでなく私たち議員も非常に興味のある問題でですね、知っておかねばならん問題だと思いますので、11番議員のおっしゃることはごもっともかと、私も考えますが、ここで議長の判断をいただきましてですね、暫時休憩をとっていただきまして、その点、もう一度執行部と話をさせていただけたらどうかと思いますが。

川端龍雄議長

今、1番 東篤布君より、休憩の動議が出ましたので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしの声があります。討論なしに賛否をお採りします。

1番 東篤布君の休憩動議に賛成の方、挙手願います。

(挙 手 多 数)

川端龍雄議長

挙手多数。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前 10時 08分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午前 11時 09分)

川端龍雄議長

奥山町長、ご答弁願います。

奥山始郎町長

ただいまは時間をとらせまして、誠に申し訳ないと思いますが、入江議員のご質問に答えさせていただきます。現在、担当課がですね、津の検察庁に指導を、事前の指導ですね、を受けている段階でございます。したがって、まだ文案につきましても、検察側が文案をお示しするというのではなくて、あくまでも町側がその趣旨に沿った文案を書いたものを見せるだけでございます。そういうことで、時間を大変消費しております。どうぞその辺はわかりください。

それでその議員が質問されました検察側はどのような指摘をしているのかと、指導ですね、指導をしているのかということなんですが、この現在、我々がこしらえた条例案ではですね、

事前に届けをしてない方については、罰則をかけられないと。もうひとつは虚偽の記載をした場合には同様罰則がかけられない、そのような不備があるので、これをきちんと成文化していかなきゃいけないということでございます。

それで、そのような作業をやってですね、検察側の了解を得たうえで、文案はできあがった場合に、議会のほうにそれをお示しして、いろいろ審議をしていただき、訂正すべきは訂正させていただき、修正すべきは修正していただき、ご了解をいただいた上で、再度、検察庁の了解を得て、議会にご可決を賜りたいと、そのように考えております。

それから、指摘をいただきましたけれども、入江議員から、過去4回、水道課の職員が検察庁へお伺いして、口頭の指導を受けておりますけれども、それに関する復命が文書でされておきませんので、それを指摘を受けて、そのことにつきましては、私の指導、監督の行き届きでありまして誠に申し訳なく、ここにお詫びを申し上げたいと思います。今後このようなことのないように、事務改善をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行。その書類は今、指摘されたこの書類はないっつうことやったんやな、ほんなら。それもう一回、確認します。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

したがいまして、現在、その書類はありませんので、これからよくきちんと対応いたします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、今、町長がもうこの謝っていただいたこと、私は本当に謝って済む問題じゃないと。やはりこの水道課、担当課としてですね、やはり検察庁に4回赴いて、そして復命書がない、口頭で指摘を受けて口頭で町長に報告したのか。どこ行ったのかと、わからないそのね。今の庁舎内の本当にこの出張規約というんか、規定というのか、そこに当てはまるかどうか

かわからんけど、そのようなシステムは本当にちょっと謝って済むもんじゃないと思いますが、もう町長それが全体にそういうようなことをやるといって、大きな問題なんですけど、どうですか、そこのとこ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

事務の作業として、そういう出張、会議等に出た場合には、出席者が復命書を書くことになっておりますんで、今回の場合は誠に不備であったと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そいじゃその不備があったのは、水道課だけであったということでは理解していいんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それ以外のところでは、まだはっきりとしませんが、その内規、規定に基づいて復命あったものと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではちょっと条例のほうのほうに、元に戻って質問していきます。

この条例はですね、町長。法というものは町において、この条例は法律に代わるものがあります。町条例は。それに対しては平等でなけりゃあかんと、これはつくるほうに関してもそれを大前提にですね、つくらなあかんと思うんですけど、この先ほど町長は枯渇に対する問題に関しては、もう以前からなっとったから、何十万、何千トンとっても枯渇につながないと、そういうようなちょっと答弁したように思うんですけど、問題があったら入れやなあかんのが、これは条例じゃないんですか。そこのとこよろしくお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道水源の保護につきましては、汚濁とか枯渇は当然あるべきだと思っております。それから何かそのことに抵触するような事件が発生した場合には、きちんと調べなきゃいかんと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議事進行、いやいや答弁になってないと思う。

川端龍雄議長

カウントしませんから。

11番 入江康仁議員

私は言っとるのは、そういうこと言ってないんですよ。要は今、既存である業者は、あなたは、既存で先に条例ができる前にやってる既存業者には、関係ないというようなこと言うたから、問題がある、枯渇に関する問題がある企業であれば、その以前の企業の問題であってもですよ、調べたり規制の問題業者を入れやなあかんのじゃないですかっつうことを言ってますよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところ枯渇に関して問題が発生していない場合と私は認めておりますので、今も言いましたように、問題が発生した場合には調べなきゃいかんと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、町長。問題が発生してからでは遅いから、条例をつくるんでしょう。ねえ、ほんで片や今、何千トンで汲み上げてる、片や5トンでも駄目だと、業種に入れば、ここの不均等はどう思います、それじゃあ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはですね、場所とか、そのそこの水脈とか、いろいろな条件があろうかと思っております。

ます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうやって議長、こういう答弁やったら、質問しとるもんも困りますよ、本当。条例そのものを町長は理解してないんですから、ちょっと、もうちょっと町長、条例に関してもこれ改正せなならんとこまできとるんでよ。ねっ、当然、その口頭にしろ検察庁から、担当課が行って報告を受けとるならば、この条例がどういうところが、どういう欠陥があるかというぐらいは、あなた少々わかっていいんじゃないですか、町長。今の問題があってからっていうのはね、それはちょっとおかしい。僕は問題あってから遅いから、先にもう入れるべきでしょうつつうのよ。業種をね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

はい。

11番 入江康仁議員

そんなら、町長。わかりやすく言いますわ。それではあんた、問題が出てからっていうんだったら、そんなら問題ちょっと変えますから、ああ違うよ、これ違う違う、違うよ。今、議事進行で許可もうたんやから、ちょっと戻してかないかんよ。あのね、問題が起こってからつつうんだったら、何故そんなんだったら、産廃事業という業種を入れとんのですか。これ何も問題起こしてないですよ、町長。そういうことになるでしょう、わかりやすく説明するんだったら、そこなんですよ。問題起こしてない産廃事業を入れとって、既存でも問題なかったらいいっていうんやったら、何故入れたんですか。これはわかりやすいですよ、町長、どうぞ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は入江議員が既に条例ができる前の企業に遡ってどうするんかいうことを言ってらしたんでしょ。だから私はそういう企業については、今なんら問題がなければ、それでいいではないかと言っております。

しかし新しく各水源にかかってくる企業、事業についてはですね、いろいろと審議会を通

して協議をするということは、それが当然なんです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

まあそれじゃあ、憲法で保障されている職業の選択の自由、そして当然条例なんかする、つくる時には法の平等という大前提のもとで、そこの均衡はどうなってます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

法律に則ってですね、国の憲法とか、民法とかいろいろありますが、それに則った上での指導とっておりますんで、それらに抵触するであれば、きちんと対応しなきゃいかんと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうですね。それだったら町長、赤羽川はどここの管理ですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

2級河川は県管理であります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その三重県は赤羽川に関して水質汚濁に対してはどういうような規制を設けてます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水質汚濁防止法だと思います。

川端龍雄議長

よろしいですか。入江康仁君。

11番 入江康仁議員

水質汚濁防止法は国でしょう。三重県のことを言うとんの、それ議長ちょっと注意したってくださいよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私、今、水質汚濁防止法はと、県のことを聞かれて、そう答えましたけれども、これは国の法律で県もそれに準じていくと思ってます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、それはあなたの大きな間違いなんですよ。三重県は水質汚濁防止法の上に上乘せ条例をつくっておる、基準は厳しい基準つくっとんですよ。それと紀伊長島町の水道水源保護条例の数値の比較はどなんですか。

議長、いいですか。

川端龍雄議長

はい。

11番 入江康仁議員

担当課でもいいですよ。答えんやったら、副町長。なんやったら、副町長は県の出身やでかまわんけど、どうですか。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

すいません、私は環境問題に関してはちょっと素人ですので、今、環境課長から資料をいただきましたので、ちょっとご説明をさせていただきます。先ほどおっしゃられたように、川の、入江議員おっしゃられたように、川の環境基準ですね、これを守る基準として、国に法律があります。水質汚濁防止法ですね、先ほど入江議員ご指摘したように、上乘せ、横だしという条例があるんですけども、今おっしゃってみえるようにですね、この水質汚濁防止法については、県でですね、更にそれに厳しい基準をかけることができるというような決まりが、おっしゃるとおりで申し訳ございません、勉強不足で申し訳ないんですけど、基準ご

ざいまして、今ちょっとその資料を見させていただくと、県のほうですね、いわゆるご指摘のある赤羽川につきましては、ちょっと基準はよくわかりませんが、国の基準よりも更に厳しい基準を課せて条例を定めておるみたいですね。ですから赤羽川に関しましては、国の法よりも厳しい足かせというか、基準が県のほうでかけているみたいです。すいません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから町長、先ほど私言うたように、法律よりも上乗せ条例、基準をつくれんのは県条例だけですって言うたんはここなんですよ。あんた、うんうんって言うたらんと、よう勉強してもらわな、そいで赤羽川の基準はどうなってますか、条例の。

川端龍雄議長

担当課長でも。

11番 入江康仁議員

議長、わかりやすくいいですか。議事進行で。

川端龍雄議長

はい、入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、三重県の赤羽川の管理は三重県ですよ。その管理の基準は上乗せで厳しい基準をつくつとると、紀伊長島町の水道水源保護条例は総理府令になるって、なってないですか、基準は。それは三重県の上乗せ基準より緩やかなんか、厳しいんか、どっちです。これぐらいわかるでしょう、町長あんた。あんたつくった。

川端龍雄議長

担当課。

奥山町長。

奥山始郎町長

紀北町においてはそのことに関しての基準は定めておりません。国、県の法律とか条例に則って考えております。対応していきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今、言ったように町長、総理府令にならうつつうのは、これ基準じゃないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その通りです。

11番 入江康仁議員

何がその通り。

奥山始郎町長

国、県の法律とか条例の基準にならっていくということです。そういう質問じゃなかったんですか。

11番 入江康仁議員

だから基準は厳しいんか、緩やかなんかということですよ。

奥山始郎町長

だから一緒ですよ。だから国よりも県のほうが厳しい条例をつくっていらっしゃる、議員がおっしゃったとおりだと思いますけど、しかし、国の基準、町としては基本理にあるのは国の基準であると思ってます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そいじゃあ、国の基準じゃないですよ、総理府令ということで基準を決めとると思うんですけど、これは行政手続法じゃないけど、法のその施行に関してはですよ、何人に対しても平等でわかりやすいつてなっている。その基準は法律じゃないですよ、この水道水源保護条例は上位条例の法律はないでしょう。そこはどうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道法と聞いております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、町長。これは大変なあなた答弁してますよ。この水道水源保護条例は上位条例はありませんよ。これは横だしですよ、それを水道法に則ってするんだったら、あんた公判で今まで町が主張してきたことは、どうなります。そこのとこ明確に今度は答弁してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道法に基づいて町の水源を保護するための条例をつくっておるわけなんです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃあ、この水道水源保護条例の上位条例は水道法と理解していいんですね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

間違いないですね、これもう一回確認しておきます。大事なことで。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し上げます。この紀北町の案としてですね、目的の項、この条例は水道法、昭和32年法律第177号、以下法という、第2条第1項の規定に基づき、これを飲める水を確保するために、これをつくるということでもあります。しかし、それ以上の廃掃法なんかではですね、汚濁を規制することもありますね。しかしながら、それだけ枯渇が入っておりませんので、それは水源を守るという意味から枯渇というものを考えております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ほんま町長、そのような答弁でいいんですか。本当に。水道法に、のことに關してはですね、先ほど言うた、枯渇は入ってないでしょう。ほんで水道法に基づいて水道水源保護条例をつくったんじゃないですよ、これは。水を赤羽川を水質の汚濁から守るために横だし条例、横だしでつくってる条例なんですよ。まあそれは確認、ちょっとその水道法って言うた、あなたの言葉をね、議事録に残りますから、まあそれでいいですわ。

次にこれここまで時間ないんで、進めます。2つ目の質問に対してですね、町長。あなたは平野議員の質問においてですね、紀北町の次の10月の町長選に出馬表明をいたしました。その中でここにも南海日日さんですかね、ちょっと載ってるんですけど、この私最初に言ったようにですね、町民の不安と心配の要因を取り除き、平和で幸せな喜びあふれる生活基盤づくりに引き続き果敢に挑戦したい、ここに出馬する決意したと。あなたこれ言ってますけど、私は演壇でも言ったように、皆、住民に対してはですね、紀北町民4年間は本当にこの私が入ったのは3年ですね、今。あなたが就任してから、本当に訴えられたり裁判ざたで不安になったり、損害賠償ったら産廃訴訟の敗訴、そしてお魚らんどの移転問題でも、1円も払わないでいいと言って、あなた言っとったものも、裁判所で支払い命令を受けて払わらんようになった。

不安だらけであったけど、あなたこの不安を取り除くんじゃなくって、不安をつくってきたんですよ、原因は。そのところをどう思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは不安をつくったと言えばつくった、私は行政の責任者ですから、そう言えるかもしれませんが、相手があって裁判が起きるものであります。ですから原因があって結果があるということで、そうならざるを得ない状況もございます。その状況に至った時には、できるだけ速やかに不安や心配をかけないように努めるという考え方でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、私が言いたいのは、そのね、問題起こされる、起こす、これはしょうがないと思います。ただ結果が皆、町のあなたの執行する法律的な考え、法を私がいつも言うように、法を守り、法を正しく執行して、何人にも平等にやれば絶対訴えても、訴え

られても負けるはずはないというのは、私の信念です。それをあなたのは皆、負けている。負けているということは、法律の判断を間違えて、公権力の執行を、あなた誤ったことをやっとなるから、判決でこうなるんでしょう。

そこをどう考えてるんですかっつうことなんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

例えばですね、産廃訴訟については、まあご承知のとおり、一審、二審は勝訴いたしましたけれども、最高裁においては、配慮義務というまったく予期しない理由でですね、これは町の敗訴となりました。これは私も努力をいたしましたけれども、結果としては敗訴となったわけでありまして。それからお魚らんのことをおっしゃいますけれども、それもですね、高速道路の建設と進捗ということについて、いろいろ裁判になる要因も出てきた、その結果ですね、ああいう解決をさせていただいたんですが、それがどのような意味か、負けたとか、どうだったのかとは、言いがたいものがあるんじゃないと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではあなた私、議員になる前に、私らの全議員に対して、1円でも、1円も払わなくても解決したと、できるんだという説明した真意はどこにあるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

業者側と交わした協定書の中ではそうになっておりましたけれども、裁判となると、なかなか厳しい現実があつてですね、結果あのようなことになったわけでありまして。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そして産廃訴訟に対してはあなた、一貫で一審、二審勝つたと、最高裁で負けたと、結果は敗訴となったのは、あなた一審、二審勝つた勝つたというけど、ちょっとそのおかしな判断してるんじゃないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことは事実であります、結局は敗訴になったことは認めておるわけなんです。しかしながら、私はそういう意味からしてですね、最高裁はこれを廃棄するということであってですね、それ以外のことは配慮義務以外のことは、論及しておりませんという意味でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私は裁判のね、内容を言うとするんじゃなくて、敗訴になったことは敗訴になったんでしょう、だから一審、二審勝っても何も関係ないよと、言いたいことを言いたいんですよ。私はね。そしてまあその中において、この枯渇に関してでも、これ町長、あなたが代われば、これ枯渇がないってなりますよ、必ず。枯渇はないんだから。あなたさっき言ったように、今の既存の業者が何千トンとってる。片や5トンのオーバーになるからと、敷地単位でやっとなと、これは現実はあるが、これが真実が出てきますよ。誰もあそこを枯渇になると思っていないですよ。そこはどう思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

裁判所の判断を私は信じております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

信じるんだったら敗訴になったのは、ほんだらそういうことでしょう、全体を含めてるんでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

配慮義務をしなかったという判決の理由を覚えております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それに対してはね、押し問答になるからいいです。次は、ほんならこの赤羽老人ホームの件に移ります。その件に関しては私は一貫して、町長、この合併して、海山区というのはね、紀北町じゃないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご存じのとおり紀北町は海山区と紀伊長島区、2つあります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうでしょう。それじゃあ、この赤羽老人ホームは海山の住民も、これから使おうとする施設じゃないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

紀北町の住民の方々がこれを使っていたくわけです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃあですね、何故、赤羽老人ホームの時は、旧紀伊長島町1町だったけど、2町に、その時は検討委員会をつくって、5年延ばすということだったんですね。今度は海山区の町民の方々が加わったなかで、本当にこれ検討委員会を立ち上げて審査してするのが、本当だと思うんですけど、あなたはこれを何故決めたんだということに対してですね、あなたは内部検討だけでやったと、全くやり方は逆。これは海山区の町民の方々、怒って当然ですよ。だから、今まで海山区は皆施設は、皆長島に持ってかれるんじゃないか何かって、不安を持つのも町長、あなたの行政のやり方が悪いから不安持つんですよ。何故この4年の中で、紀北町、海山も紀伊長島も皆が合併して良かったという声を、あなた聞けるような行政、何故

しなかったの。そこのとこ答弁お願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私の政治姿勢、行政の基本はですね、海山区、紀伊長島区、両区が、つまり紀北町であります。町全体に住む人たちの幸せと紀北町の発展を念頭において、行政をさせていただいておるわけです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

まあ町長、まあね、本当あなたの答弁は、きれいごとばかりで、実際ほんでそのような本当にきちんとした実行力っつうんか、欠けておると思います。これはもう本当に町長。紀北町の町民をなめたらいかん。ねっ。もっとやっぱり有言実行してもらわな。そんなような答弁で海山区の人たち、納得しますか、今の問題に関しても老人ホームに関しても、そんなもんじゃない、あなたはそれを、そういう検討委員会もなにもかも海山区の方々の意見を聞かなくしてもう進めようとしとんですよ、民営化に。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

老人ホームにつきましては、旧紀伊長島町の時代にですね、検討委員会を設置いたしまして、答申をいただいております。その時なんです、当面この問題を現状のままでいくということを決めました。その時に議会のご質問がありまして、当面とはどれくらいであるかということでしたが、当面とは約5年程度というふうにお答えいたしました。その結果ですね、まあ5年間は経過したわけなんです、その内部協議、それから答申も踏まえた上での結論としては、壇上で申し上げましたような社会情勢、それから老人、入寮していらっしゃる方々に重点をおいてですね、行政としての私の姿勢を全員協議会で申し上げたわけでありまして、そんななかでまた新しい審議会をとすることは、言われたこともありますが、いかなものかなと、そういうふう考えたわけでありまして。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然ですね、町長。これも赤羽老人ホームの問題に関しては5年という、あなたが紀伊長島1町の答申でそれをもらっている。それだったらあなたは、社会情勢が変わるといならば、紀北町も変わったんでしょ、紀伊長島町から海山町と合併して、紀北町に変わったんだから、何故、来年があれの5年目になるのに、そんなんやったら、そういう変わった状況の中でですよ、去年でもそういう審議会、いろいろな海山の人たちの意見を聞きながらですよ、そういうような進め方をしなかったんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

既にですね、私としての方針を打ち出している中でですね、再度、紀北町の審議会を立ち上げていくということについては、いささか適当ではないのではないかなと考えました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あなたは社会情勢が変わったから、国のいうことは言いなり、地元で起こった社会情勢、合併して本当に地元が変わったことを念頭におかないで、国や県のいうことは、はい、聞きます。地元は聞けないよって、それはないでしょう。あなたは町民重視の行政をやろうとして、今回もいっとなのでしょ。それをあなた皆町民に不安の与える材料ばかりの答弁ですよ。そこをどう思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのような経過を今、説明いたしましたけれども、行政の内部でいろいろ検討した結果を申し上げて全員協議会で皆様、議員の皆様にご説明をしたわけなんです。そこでいろいろ質疑もありましょうけれども、それには納得のいくように答えさせていただきたいと、努めてきたわけです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長これはあくまでもですね、議会だけの問題じゃないです。これは海山区の方々の理解を得なければ、もうできないことでもありますんで、これは本当にまあ、あなたも10月に町長選に出ると言ってますから、また、某議員も立候補するということも聞いてますんで、その方は海山の方なんで、またどういうふうになるかわからんけど、もうそこは海山区の皆さんのご理解を得るように、まだやっていただきたいと思います。そこはどう思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

1つの町でありますんで、海山区の方にも十分ご理解をいただきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

次にですね、この新庁舎の移転問題に関しては、これは町長あなたの在任中に必ずきちんとした方針を、方向づけをしていってもらわなあかん、大きな責任問題だったと思いますが、それをどない思いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これまで全員協議会で新庁舎についてはご説明してまいりました。

次の全員協議会を開かせていただいた場合には、その時期等について、考え方を申し上げると、そういうふうに考えておりますので、私はあと、任期はわずかしかなければ、その間にどういうふうな展開をするか、これはまだ今のところわかりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやそれに対してね、あんた任期はあと少なくって、もう少ないからと言うんだけど、そうじゃない。それに対してどういう責任を感じてるかっつうことなんです。これはもうやっとなあかんということなんですよ、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この定例会において前者議員にも説明をさせていただきましたけれども、5年以内という協定書の中で、それは5年は22年の10月ですね、けれどもその当時、まだ大きな議案というか、課題となっていなかった学校の補強とか、耐震対策ですね、これが出てきて、それが中国の大地震、四川かな、それで急きょ、国のほうもですね、それを支援していく、耐震補強を支援していくというひとつの流れになってきまして、これは子どもの命がかかっておることですので、これは早急に取り組まなければいけないというふうに判断させていただきました。

その結果、今のところはまだその時期がいささかずれていく可能性があるなと思ってます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね、これはもう新庁舎のその移転問題に関しては、議員に対してどんだけの可決の人数がいるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

本庁舎の位置の条例につきましてですね、3分の2以上の可決をいただかないとあかんと。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それをあなたは今、今度、全員協議会開くといったけれども、それを3分の2の議決を得られるあれが、考えがあるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

得られますように、今後努力をしてまいります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

得られなかった場合どうします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それはどんな理由かわかりませんが、その時にまた考えなくてはいけないと思っています。
とにかく最善を尽くしたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

とられなかったら、その時、考えられますじゃなくって、これは皆、全町民も、全議員も
わかっとうことですよ。とれなかったら、あなた、どうします。もう一回聞きます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その3分の2の可決を得られなかったらというのと、仮定の問題については、なかなか答
えにくいところがありますんで、ご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや私が言っとんのは本当はあなたの在任期間でやることを、やってないから私は言うん
ですよ。ねえ、そしてそれをやるためには、あなたは強行なこともせならなんたはずす
よ。それを何故できなかったのかというんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま学校耐震化の問題等があってですね、なかなかそれから行財政改革、いろいろま
ちづくり等をやっておりました関係で、そういうふうな状態になりましたと説明をさせてい
ただきました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

何分ある、あと。

中野直文議会事務局長

3分半です。

11番 入江康仁議員

はい3分。その新庁舎に対してですね、町長。まあこれはあと3カ月、もうなかなか全員協議会を開いても、次の9月議会で議決を得る自信ありますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この案につきましてはですね、皆様のご理解を得てご可決いただけると確信をしております。お願いいたします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはそんなら。

奥山始郎町長

議長、もう一度答弁させてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その予算をいつあげるかということですか。

11番 入江康仁議員

事務所のいいですか。もう一回いいですか。

事務所の移転か、新庁舎の移転に対して、その今までも5年以内に紀伊長島区のほうということで、話はなってるんでしょう、これは私も知りませんよ、まだ議員になってない前の合併協議会の話の中で、そうなったと聞いているから、それに対しては5年ということは、あと1年です。しかし私が言っとんのは、あなた4年のうちに次に何も問題なくて、そのまま移行するんだったらいいけど、議決か住所変更の条例の変更か、いろんなもんがまだあると思うんです。私もはっきりわからないけど、ねっ。そこのところを次の町長が誰になろうと、

これをあなたが9月に、9月までにきちんとやってく、見通しを立てて決めてくということ
はできるんですかということなんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは状況判断によりますけれども、皆様のご意向を確信した場合に、予算案もそれから
条例、移転の条例も上程することができます。しかし、それも判断はまだ確定しておりませ
んのので、申し訳ないけど、今の場合はどうするということは、はっきりと申し上げられませ
ん。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長の任期は10月ですね、11月12日ですね、それまでほんなら9月議会でこれはきちんと
なりますか。あなたの言ったこと。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

9月の議会で上程すべきと私が判断したら上程させていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私が言っとんのはね、あなたの任期の中でやるべきもんだから、9月までできるかとい
うのなん。その後はあなたになるか、誰になるか、まだわからんでしょう、選挙の。だからそ
れを言っとんのですよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ちょっと待ってください。私の任期は11月12日までです。それで私は立候補させていただ
くという表明をいたしました。その選挙の結果がこれわかりません。しかしながら、これは
紀北町としての合併の時の協議、約束なんです。ですから、どなたが首長になったとしても、

この事業は進めていただかなければならないということを、私は言っている、基本に言うてるんです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやまあそれはそないして言うんやったら、それも答弁、私が言うのは、4年で決めるのがあなたの責務だったということなんですよ。

あなたの任期中にやるのがね、当然あなたの責任ということで、私は言っておきます。あとは誰がなろうと、あとはあなたが決めた、今までの合併協議会の推移は、なった人が考えるんだから、そのあとのことはあなた以外のことは考えてないんですよ。そこまで答弁する必要ないね、あなたも。あなたの在任中でやるべき仕事だったよというとんのです、それわかってくれた。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

理解しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

まあね、途中であれしてくんですけど、時間もないんで、ちょっと最後の町長、古里道瀬の上水道配管工事についてですね、これ最初、演壇でも言ってるように、これは議決したことなんですけど、その問題は、議決してから工事が遅れたということで、今回この議案に出してくるのに問題があるわけですね。

その問題を何故、問題のあるルートに海野ルートに変えたのか、ちょっと説明してください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

演壇でも申し上げましたけれども、この長島隧道を通過していくことを考えていたわけでありまして。しかしながら、鉄道を横断する箇所が2箇所ございます。なかなか鉄道を横断する

ということには時間がかかり、協議が難しいんです。当時の、それはその古里江ノ浦についてはJR管理の橋でありまして、そこにそれはもう既に70年以上経っていると思っております。聞いております。そこにパイプを、水道管を添架していくことは、なかなか難しいということでありまして、古里道瀬簡水は非常に断水等があるんで、速やかに上水と接続しなければいかんという判断のもとに海野周りのルートを考えたわけであります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃあ前任者のこの工事施工をやった、大内町長ないしその当時の水道課のやった工事はですね、これは無駄であったというんですか。そしてそのあの踏切を、鉄道を2カ所渡らなあかんというけど、渡るようなところありますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

1つはですね、隧道前のあの跨線橋を通らなあきませんでしょう、それにパイプを通さないかんですわ。それはJRとの話し合いがとても時間がかかるだろう。1箇所はだから今の言うたところ、それから国道を渡って加田のほうへ渡る跨線橋あるでしょう。2箇所です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはわかってるんですね。別にあれは線路をくぐらさんでも、そのまま国道の配管で皆工事やってるんじゃないですか。ただそのあれはいけると思いますよ、そういうあれで。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

村島課長に説明させます。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

今、町長が説明したなかにですね、長島隧道に隣接する古里江ノ浦橋というJRの管理の橋

がございます。大正6年に設置されたのが長島隧道でありまして、古里江ノ浦橋につきましては、昭和7年に開通をしておりますので、昭和7年頃に設置された橋だと思えます。その橋がですね、重量制限がかかっておりまして、長さは約17m、幅が5mなんですが、重量が3トンの制限されております。したがって、その3トンの水道管の添架というのは、これは無理なわけですし、JRの許可が下りないという判断でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、橋は別に橋に沿ってつけやんでも、配管だけは別に山でも廻せますよ。そんなの、まだ海野ルートでお金をかけて、試算したらずっと安くなりますよ、これ。これ現時点にこれ町長が変われば、これもすぐにできますよ。そんでその積算方法はどんだけ違ったの、ほんで。海野ルートと長島ルートの加田、長島ルートと海野ルートの積算は。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

積算はしてありませんけれども、その私、説明したでしょう、急ぐから簡易水道はよく断水するんで、早くやったほうがいいということ。それから水道事業の基本としまして、ループ式にこの水道管を布設していこうという考え方は持ってます。ですから、今度、新しい橋をわたすような事態になってきました。そこへ管を添架をさせていただきまして、つなぐことによって、どこのところが事故で断水して送れないということがないように、そのループの配管をしていきたいと考えておるわけです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、そのループの配管とか、そういうことは後で考えることなんだよ、町長。先に基本で真っ直ぐに加田、長島隧道をやってから後の海野ルートやる。海野ルートの問題点はいまどどういうところある。2、3あるでしょう、問題は。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

海野ルートの問題点というのは、今、認識しておりません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではですね、海野ルートのあれは町長、最初は海野は中ノ島の貯水タンクからいって、海野止まりであった。そうでしょう、それをわざわざ何故、加圧ポンプまで入れんなんでしょう。あれの圧では上がりませんよ、それを何故、加圧ポンプ、加田ルートだったらいきますよ、何もせんでも。そういうところへ向いて何故せんなんの、そいで熊野古道の景観問題があったとか言っとったけど、何故そんな問題のとこまで引っ張らんなんの。金のかかる、これ総事業費が1億2,000万円ぐらいじゃなかったんですか。これに対する配管工事の予定価格と落札価格ちょっと教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

村島課長に答えさせます。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

配水池の落札価格は3,622万5,000円でございます。

11番 入江康仁議員

配管工事やろ、配管工事。

川端龍雄議長

課長。

村島成幸水道課長

議員、誠に申し訳ございません。どの部分なのか、もう一度お教え願えませんか。

11番 入江康仁議員

議事進行でいいですか。

川端龍雄議長

はい。いいです。

11番 入江康仁議員

あのね課長、配管工事と貯水タンクの設置と、皆分けてるんですよ。ていうことは総事業費は1億1,800万円ですわ、約ね。その、それでもいいですよ、総事業費の後でわかるんだったら、その中で配管工事と貯水場のその敷地の買取価格、皆、違ってくるでしょう、科目をあげて、それとタンクと皆一括で業者がやっとなんですか。それを両方教えてもらったらいいんですよ。だから配管工事で一式になっとなんやったら、一式の工事のあれを単価を教えてください。それは予定、予算の議決はわかっとなんから、だから予定価格を言うてもうてしたらええよ。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

一応ですね、20年度内の部分について、説明させていただきますが、古里道瀬地区の配水池敷地造成工事、これにつきましては設計金額は3,137万8,200円で、請負金額は2,386万8,600円でございます。76%の比率でございます。それから連絡管、送水管の布設工事ですけれども、これは910m行いました。2,243万100円の設計金額で1,637万1,600円の請負金額となっております。72.98%です。それと今度、排水管の布設工事776mですが、これは3,467万4,150円の設計金額に対しまして、請負金額は2,667万5,250円でございます。76.9%の請負比率でございます。

それから、後は設計の業務委託になります。

川端龍雄議長

入江議員、時間が経過しましたので、最後の質問をお願いします。

11番 入江康仁議員

ああそうですか、そいじゃまあこれはそうだな、そいじゃあねえ、もう一括でざっと言わさしてもらいます。それでは、この予算のこれに載ってますよね、この。支払い義務発生額6,691万5,000円というのと、翌年度繰越額5,193万5,000円というので、予算のあれは1億1,885万ってなってますね。これの今のような説明ではなくて、これの中でその貯水タンクと配管と土地の買取は言うたでしょう、144万か244万かしらんけど、この間の質問で。それに対してのことを聞きたかったわけですよ。ほんでこれの工事請負者はどこやったかと、後があるんやけども、時間が無いということやもんで、次の9月議会に出しますんで、ほやでそれをちょっと答弁しといてください、今の業者とね、あれを。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

用地につきましては 2,909.5㎡を購入いたしまして、144万 9,300円でございます。それから、先ほど議員が言われました 6,691万 5,450円の内訳ですけれども、配水池敷地造成工事、これは1式ですが、2,386万 8,600円、それから連絡管、送水管布設工事ですけれども、連絡管につきましては 333m、100mmの管でございます。送水管につきましては 576m、100mmの管でございます。これが 1,637万 1,600円でございます。それから排水管の布設工事ですけれども、これは 776mで 150mmを布設工事いたしました。これは 2,667万 5,250円でございます。これが 6,691万 5,450円の内訳でございます、はい。あと、築造工事が 4,800万で 300㎡のものを今つくっております。

業者名は株式会社銅勝でございます。

川端龍雄議長

以上で、

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

議長、現下の町政の最重要課題やのにですね、庁舎の移転問題という、町長がたぶん興奮されてか、まったく勘違いした答弁しておられる。質問者の意図がちょっと理解できない部分もあります。このまま町民に流れると、大変誤解招く。町長たいへんな誤った答弁しておられるんですわ。質問者が言われる事務所の位置変更条例は地方自治法の第4条に定めるもので、3分の2の特別多数議決が必要ですが、これは要するに建築改修予算が議決されて、建物が職員が執務できる状態になって初めて議案として上程できるものです。そのようにこれまでの全協でも、そういうふうに説明してこられたはず。この9月に位置変更条例は上程される予定もない。今、出そうとしておられるのは、実施設計予算でしょう、のはずですよ。だけなのに、質問者は位置変更条例を3分の2議決の自信があるんかどうかという議論に、町長は努力するだの最前を尽くすだのと言っておられるけども、今やる議論ではないですわ。

で、第一、今、位置変更条例は出せません。これは地方自治法の第4条でそういうふうに行政指導も行われてて、今、出せないんですよ。にも係わらず出すのか、いや出して議決、

最前の努力、これもうたいへん誤解招く、議長これ改めてきちんと、今もうお昼かかってしまいましたけども、午後、再開の時点で、これはたいへん重要な問題ですから、きちんと再答弁してもらってください。これ町民がたいへん誤解招きます。

川端龍雄議長

わかりました。

午後の再開前に町長から再び再答弁をしていただくように要請いたします。

以上で、入江康仁君の質問を終わります。

川端龍雄議長

中津畑正量君の質問は午後1時からとし、1時まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 11分)

川端龍雄議長

午前中に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

先ほどの北村議員の議事進行発言について、奥山町長より再度答弁をしていただきますので、お願いします。

その後で水道課長より午前中に対しての答弁についての訂正をしたいという申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの事務所の位置の一般質問につきまして、町民の方々に誤解を与える可能性があるとの議事進行がありましたので、議長のお許しを得てこの点について、再度答弁させていただきます。事務所の位置につきましては、地方自治法第4条におきまして、条例でこれを定めなければならないとされており、その第3項におきましては、この条例を制定または改廃

しようとする場合は、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならぬとされております。

法令を解釈する際の参考となります。逐条解説によりますと、条例改正時期につきましては、新事務所の建築、着工前とするか、着工後とするかは、当該市町村の事情によって、いずれでも差し支えないとされておりますが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に、制定することは適当でないとの実例があります。したがって、事務所の位置に関する条例改正につきましては、建築に関する予算いわゆる改築にかかる予算を議決していただいた以降に上程すべきものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

川端龍雄議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

先ほどの入江議員の質問に対しまして、工事の請負関係につきまして、お答えいたしました。請負業者名に答弁が不足しておりましたので、答弁をさせていただきます。まず古里道瀬地区の配水池のですね、敷地造成工事の請負業者は東和建设株式会社でございます。連絡管、送水管布設工事につきましては、株式会社竹田建設でございます。それから配水管の布設工事につきましては、株式会社銅勝でございます。それと配水池の築造工事につきましては、同じく株式会社銅勝でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

それでは、一般質問に入ります。

15番 中津畑正量君の発言を許可します。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

1つには地域活性化、経済危機対策臨時交付金また生活対策臨時交付金の活用について、このことについて大きな1点目として、町長にお伺いをいたします。紀北町になって3年半を経過し、この間、福祉の切り捨て、負担増、この中にはがん検診やふとんの丸洗い乾燥事業、配食サービス事業等々、いずれも金額は大きなものではありませんが、命や暮らしに係わる施策がサブプライムローンという金融恐慌、世界不況によって社会的弱者が大きな不安なかで、生活をしているのが実情でございます。一方この3年半、教育施設の耐震耐力度調査や相賀小の改築、災害復旧事業、透析患者に対する助成制度の新設、前進面を評価するものも多々あります。現在、国の補正予算の中では景気対策、経済対策の一貫として、交付金

を活用し雇用や暮らしの対策に紀北町でもできるもの、そういうものが含まれていると思います。生活支援や住民生活に密着した事業に活用するよう、強く求めるものです。町長のこの交付金の使い方、そのものを町長に考えを伺います。

2つ目には荷坂やすらぎ苑利用について、町長にお伺いをいたします。広報5月号、ここにありますが、この記事を読んでも中身としては、やすらぎ苑の会議室の利用をしていただく目的がまったくわからないものになっております。会議室の利用は亡くなった故人を送る方法は宗教によって違いますが、例えば仏式で行わる通夜や告別式等が行われますという目的が示されていない。長島区で故人の送りを火葬が済んだ後、できるようにならないかという要望等もありまして、1年前から組合議会のなかで検討し、先般、希望者に限り会議室を利用させていただくことになったと認識しております。

大紀町では1件、紀北町では4件の既に利用者が出ておると聞いております。詳細を副管理者である町長に説明を求めます。あと、細かいことについては、自席によって町長の姿勢を質していきたい。どうぞよろしく明確なご答弁を、よろしく願いを申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中津畑議員のご質問にお答えいたします。地域活性化生活対策臨時交付金の活用についてであります。国の平成20年度第2次補正予算による、地域活性化生活対策臨時交付金につきましては、平成20年度補正予算第4号により対応させていただきましたが、具体的な事業としましては、地区集会所の改修、生活道路の整備や大雨等の危険から住民を守るための河川整備、住民の利用頻度が高い体育館や多目的会館の改修、資源ごみステーションの整備など、住民のもっとも身近な部分に、また学校施設では長寿命化に加え、児童生徒が安心して授業が受けられる環境の整備など、住民生活に関連した事業の推進を図るものに活用させていただいたものであります。

また平成20年度において、基金に積み立ていたしました2,532万6,000円につきましても、平成21年度当初予算において、地震、津波、災害避難路等整備事業などの財源に充当しています。これらの事業は確かにハード事業が主なものでありますが、いずれも地域住民の方や児童生徒の安全を考えたものであり、住民生活に密着した事業でありますので、ご理解願いたいと思います。

なお平成21年度、国の1次補正予算、地域活性化経済危機対策臨時交付金につきましては、現在、実施計画を取りまとめているところでありまして、交付金の趣旨に沿うなかで、実施できる事業があれば、検討させていただきたいと思えます。

次に、荷坂やすらぎ苑組合についてであります。以前から荷坂やすらぎ苑で通夜、告別式等が行えないかとの要望が住民や荷坂やすらぎ苑組合議会の一般質問でございました。このことを受けて、荷坂やすらぎ苑組合事務局では、会議室等の既存の施設が利用できないか検討するとともに、火葬場の設置運営には墓地、埋火葬等に関する法律の規定で、三重県知事の許可が必要とされており、この法律に抵触しないか、確認する必要があると考え、三重県に問い合わせたところ、条例上、特段の禁止事項を設けていないということで、通夜や葬儀に使用できると考えられますとの回答がございました。

この回答を受け荷坂やすらぎ苑組合議会にご報告し、ご承諾をいただきましたので、本年4月から希望がございましたら、会議室を通夜、告別式等にも利用していただけることになりました。それから利用の詳細であります。利用できる方は申し込んでいただきましたら、管内、管外、在住者を問わず使用できます。利用できる場所は会議室及び待合室です。利用時間は通夜や告別式に使われる場合でも、午前9時から午後5時です。利用料は管内在住者は1回5千円、管外在住者は1回3万円です。なお、1回の利用時間は3時間で管外在住者の方は超過1時間ごとに追加として3千円が必要になります。

利用状況でございますが、本年4月から5月までの2カ月間に管内で5件、大紀町1件、紀北町4件のご利用がございました。なお、問い合わせ先は荷坂やすらぎ苑、電話番号0598-72-2824でございます。以上です。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは1番の地域活性化生活対策臨時交付金の活用について、既に住民に密接に結びついた事業に使っているということが出されましたが、この部分についても、もちろん、ハード事業だけでなく、ソフト事業にも可能であるということが、知られておりました。私は何故この一般質問をしたかといいますと、今、サブプライムローンから端を発した世界不況のなかでですね、この日本でも大きなその生活、命に係わるようなもんで、ずいぶん厳しい生活を送っているのが、紀北町の住民の中でもございます。そういう意味でこの交付金の使い方はですね、どのような視点で使っていくのか。町長の基本的な考え方を聞いておきたか

ったわけです。例えば社会的弱者というその方たちに、今までも紀北町の中ではずいぶん負担増になったり、お年寄りにとってもですね、また布団の丸洗い乾燥事業等についてもなくしてしまったりというようなことで、非常にまあ社会的弱者と言われる方たちにとっては、暮らしにくくなっている。この現実を見据えた中でこの交付金の利用法というものの基本的な考え方を特に町長のお考えを聞いておきたい。再度ご答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃっておられる社会的弱者、当然考えられることであろうかと思いますが、住民の生活に密着した事業を、これも大事なことであろうかと考えております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それではちょっと具体的に聞いておきます。町長この地域活性化経済危機対策臨時交付金の活用事例というものが、町長も一読されたと思うんですが、どうですか見ておりますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは見ております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それではこの活用事例集にずいぶん当町にとってもですね、そのお年寄りの方やそういう方にどうしても使えるような事例集も出ております。例えばですね、2、3例をあげますが、この住宅用の火災警報器、このことについても私は法律でですね、この警報器は絶対つけなくてはならないということが、いま法律で決められております。

しかしながら、この紀北町の中での実態というのはたいへん何ていうんですか、実績としてはですね、設置済が本当にわずかでございます。これは他の市町村もある程度、低い数字には違いありません、私の調べたところ。しかしこのお年寄りがですね、火災で亡くなるということが、この警報器を付けた時点でですね、約半分に減っているという全国の事例も出

ております。これはこういう日本消防協会の雑誌で、私も初めて知ったわけですが、当町においてもですね、紀伊長島区で1人の方が少し前に焼死したという事例もございます。今この紀北町では約32%の、ごめんなさい。この20年5月では普及率が22%、今回の調べでは24%で、2%上がっておりますけれど、遅々として進まないのが実態でございます。

これ担当課長でも結構ですが、この住宅用火災警報器の普及率の調査を見てですね、本当に法律で定められているにも係わらず、なんでこないして少ない普及率なんか、これは生活、滅多に火事が起こらんということもありましょうが、そこに使うんだったら生活の食べ物や、いろいろ電気代やガス代やそういうものに支払ってしまうというところから、少ないことも考えられます。この普及率の低さというのは、どこに原因があるか、ちょっと分析はしておられないでしょうか。課長の答弁願います。課長、町長でも結構です、わかっているれば。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

分析調査は実際やっておりませんが、まあなんていうのかな、この火災警報器に対する認識というものが、さまざまであるということだと思っております。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは、この内訳ですが、調査の結果はですね、75才以上の独居老人宅、こういうところに聞き取り調査をした結果なんです。そういう点ではですね、お年寄りがこの法律ではですね、住宅、各寝室に1個という格好で、法律で義務づけられておりますけれども、もし火事が起こったなら、当然このお年寄りが犠牲になる、そういう点でこの事例集の中にもそういうところに使っている市町もございます。

そういう点で私は全戸に、これを町費でということではありません。この交付金を使ってということではありませんけれども、例えば75才以上、災害要援護者のところでも結構です。こころを重点的に町費で、この警報器を設置してあげる気はないか。町長、ご答弁願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まあ75才と限定されましたけれども、高齢者として考えた場合ですね、助成制度は考えられないかということでございますが、これまでに自主的に設置された世帯や、まとめて設置された地区もございまして、議員ご提案の助成制度につきましては、公平性に欠ける部分が出てきますので、現在のところ、その導入につきましては十分検討しなければならないと考えております。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、なお高齢者世帯への取り付けなど、自主防災会や消防署とも協議し、手助けしていただけるようお願いしていきますし、75才の方につきましては、一部負担をできないかということですが、先ほどお答えいたしましたように、できるだけ安価に買える方法を考えていきたいと思っておりますし、地域の家電屋さんとも相談しながら、地域での取りまとめを進め、普及促進を図っていきたいと考えております。

また高齢者世帯など、火災報知器の設置が困難な世帯につきましては、消防署や自主防災会の協力をお願いしていきたいと思っております。どうぞよろしくご理解ください。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長、公平性ということが、僕も出るんではないかと予想はしておりました。しかしですね、この法で設置を義務づけられたにも係わらず、設置していない世帯が圧倒的多数だということも考えるとですね、これは罰則規定も何もないわけです。放置しておくと、このままズルズルとずっといつまでも続いてしまう。この交付金を使ってですね、これを使ってでも、75才で調査してるもんですから、私75才と言いましたけれども、これは70才以上でも65才以上でもいいんです。要援護者だけでもいいです。とにかくこのお年寄りの世帯については、全てのその年齢以上の人についてはですね、報知器を設置してあげると、これは公平性でなくて、実際に事例もこの町でも起こっておりますから、なくすとは、それも無茶苦茶多い金額ではありません。例えば本当に75才でも80才でもいいんです。ところが本当に困っておる家っていうのはやっぱり70才以上ぐらいかなと、私は思いますけれど、そういうところにこの交付金を有効活用すべきではないかと、そのことを再度町長にお聞きします。

公平性でなくて、やっぱり生活実態は大変厳しいものがあるから、安全を守るためにつくと、設置すると、そこがスタートになって、新しい新築する人は当然、建築法に基づいてですね、この消火栓の設置は決められますから、縛りがありますから、当然、これからの家はどんどんそういう消火栓が、いや警報装置が付けられるということは目に見えておりま

すので、差し当たりの施策としてこの交付金、是非使う方向でお年寄りをサポートしていく
ということをお考えないかどうか、お聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほどの答弁では公平性に欠けるのではないかという危惧はありましたし、十分検討しなければならぬと、そのように考えておると、お答えさせていただきました。再度、議員からそのようなご指摘をいただきましたので、私も再度考えます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは事例として、事例というよりも、昨日もちょっと質問があったかに思いますが、乳がん検診とか、あとがん検診等の引き上げ、500円が1,000円になったということも含めてですね、ありますけれども、特に乳がんの検診、子宮がんの検診というのは、2年に1回になりましたね。それは20年6月からそれはなったと思うんですが、このことについては、まあ町長、こういう交付金の活用というのは、なんとか知恵を出して、この隔年ではなくって、毎年この検診を受けるようにできないものか。

といいますのも、私の身の回りでも、皆さんでもそうでしょうが、がんになってしまったという、その検診で見つかったり、おかしいから診に行き、なってしまうということも頻繁に起こり、亡くなった方も何人かございます。それを見るにつけ、これは厚労省も言っているように、町も言っているように、早期発見、早期治療がもう本当に基本ですと。口を酸っぱくして今までも言われてきた問題です。それだけに隔年でなくて、1年おきに必ず希望者、大変希望者が少のうございますけれど、これについては、何とかスタートの時点で皆1回受けてもらえるように、そういうような施策としてとれないものか、町長の考えをお伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あのですね、がん検診につきましては、前者議員、中本議員からのご質問もありまして、お答えをさせていただきました。あれは5年連続してやるということで、考えるというふう

なお答えでしたと思ってます。それと絡めて、よく考えたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

これはまあ、過去のやつを引っ張り出すわけではないんですが、町長はこう答弁されております。国からね、2年に1回になってきた、隔年になったという、厚労省のほうのそうするってということで、右へならえしたということなんですが、町長の答弁では過去のね、ちょうど1年になりますね、去年の6月、これは近澤議員の質問ですが、乳がん検診は隔年を取り入れ、その他の検診については毎年1回、受診していただくことになってます。子宮がん、乳がんは初期段階、比較的進行が遅く、大きくなるには2年から3年かかるということから、隔年受診といたしましたという答弁もされておりますけれど、これはやっぱりもう訂正しなくてはならん文言だと。既にこれは死語だと、実際に検診を受けたからって安心しとったら、翌月に発症しとる例だってあるんです。

ですから、これは特に女性の乳がん、子宮がんだけに限ってですね、これだけにこの2つのがんに対して隔年ということについては、やっぱり問題があるのではなからうかと、僕の問題意識はそういうふうにとらえなくてはいかんのではないかという観点から、町長の考えを聞いております。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

1年前と現在とのですね、国の方針、考え方というのは変わってきておると思います。よりまして、そのことによってですね、地方自治体としては、やはり国の動きをよく注視していくべきだと思ってますので、その辺をよく勉強させてください。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

その他にも、事例集には配食サービス等、これはいろんなこの中身でね、検討するべきところもたくさんあるんでしょうが、もうひとつ触れて、私さっきおりました布団の丸洗い乾燥事業、これについてもですね、本当のわずかな方なんです。旧町の時代ですけど、海山町時代にはなかった。旧海山町の中ではなかったようですが、本当にわずかな10万円前後のお

金ですね、本当に困るとる人が利用しとった、この事業なんです。こういう部分についてもですね、新町になってやっぱりきちっと困るとる人は利用してくださいよと、このいうたら本当にごくわずかなお金と言うたのは、このことなんです。ハードな事業も勿論大事な部分あります。道路や河川の改修、災害のための復旧事業、そういう部分はありますけれど、こういう社会的弱者が本当に助かるようなとこに手を入れていかないと、この不況にですね、あくまでも捨ておかれてしまう、そこが一番問題だと、紀北町の住民である限り、年をとっても本当にこういう手当があって良いな、よろしいなということが話に出るようなこのまちづくりにしていかないと、私は普通のサラリーマン的になっていきますか、元気で働いている人たちの年齢層に合わせた格好での、財産を守ることも大切ですし、子育ても大切です。

しかし、ここの部分はわずかのお金でよいんだから、ここにお金を使っていく、公金を使っていく。それは大事だと私は思うので、町長その2つもあわせてご答弁願いたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中津畑議員がお考えになっておられる、質問されておられることは、私も理解をする、しております。この交付金につきましてはですね、政府の非常に緊急な経済対策、生活対策、景気浮揚等のことでありまして、町が福祉の事業として展開する場合にはですね、かなり長いスパンでですね、考えていかなきゃいけないというところもあります。

その辺も勘案した上でですね、町の身の丈にあった福祉事業、サービス等を考えていくべきではないかと思えます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

町長、この地域活性化経済危機臨時対策交付金の活用についてはですね、これはいろんなあの利用計画も持ってなきゃいかんとかっていう、そんなところもありますし、しかしながら、町長が先ほども言いましたように、国の動きを重視するっていうことは、国や県のいうことを聞いて、その地方自治体が動いていくんじゃないんですね。自治体としてはできる限りこういう交付金は他で使ったら、例えば集会所なり道路改修に使ったら、そのお金がやっぱり町の予算の中ではどうしても、これからしてかんなん事業であっただけに浮いてくるわけで

すね。そういうところにも今後使っていく、そういう余力が出てくるのではないかと、私、期待しとるわけなんです。

そういう点で一般財源を使って、こういう事業だってやれるんでないか、町民のこの厳しい生活を強いられている弱者に対して、もう国の施策といったらね、自立支援法もそうですが、介護保険事業、いろんな施策については、そのどんどん切られてきている。特にですね、町長、国の動きをみたいという点では、昨日おとついの新聞でしたか、経済財政諮問会議で社会保障費の2,200億円というのは、そのまま温存されている。削減していく方向がね。また消費税が12%引き上げていくというような、僕は国政論議をするつもりはありませんが、消費税ができて20年たちますけれど、この社会保障制度が本当にひとつでも良くなったものがあるかといったら、全然ないんです。当町においても、住民の人がこの消費税が20年たつけれども、この為に消費税払ってるからこういう社会保障制度が良くなったというところが何もないんです。

それだけにこの紀北町でね、社会的に弱者と言われる人については、特段の目配りをしていかないと、このまま捨ておかれていく。これは順送りですから、皆この今の50代、60代の人らも皆ずっとその道に行くわけですが、そういう点で考え方としては、このそこに一番大きな問題があると、私も思いますけれども、そこからそういう国のやり方から、社会保障を削っていく、そういう中から特別に知恵を出して、課長始め課員の意見も聞きながらですね、こういうところに使っていったらいいんじゃないかというようなことも含めて、この臨時交付金の使い方をですね、取捨選択していかなくてはいけなんじゃないかと、国からいうとおり、ああ事業計画これにのして、これをのせてったらいいような格好で、安易にですね、そのお金を使っていたら、本当に困っている人には日のあたらぬ町になってしまうという懸念をしているわけです。

そういう点で、町長の考え方、今後ですね、立候補表明もされておりますけれども、それは関係なしにですね、今後の町のあり方というものに対して、この考え方というものをきっちり持っていただきたいなど、町長の考えをお聞きします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

交付金は1年限りであるということは、ご理解をいただいたと思えました。これからですね、生活弱者に対する町独自のことも、議員がご指摘されていると思います。しかしながら、

よく国のほうに権限と、それから税金がたくさん集まっている。つまり中央集権ですね、この形が、今、日本をずっと制度的にきております。だから地方自治体の三位一体改革からですね、相当厳しい状況がきて、流れておりますけれども、徐々にそれも変わりつつありますけれども、先ほども申し上げたように、弱者に対する手を差し伸べるのも行政であることはわかっております。

だからその身の丈にあった政策、それから制度というものを考えていくのが、私の務めであるとも思っていますので、今、暫くいろいろのことを勉強させていただきたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私は消費税のことについて、もう少し触れておきたいと思います。この12%の財政諮問会議の逐次ですが、上げていくという方向が素案として出されておる。そういう意味ではですね、この言うたら消費税というのは本当に困るとる人にも、いろいろ、例えば豆腐1丁買っても消費税がかかっているわけですね。着るものにしてもしかりです、衣食住に対する消費税ですから、今の5%から12%に逐次上げていくということでございますけれど、それは社会保障に使うんだと言いながら、なんらその効果としては出ていない今の現状。

しかもそういう先ほどあげました自立支援法にしても、後期高齢者にしても本当にこの紀北町のお年寄りだけではないですけれども、日本国民の中でのお年寄りが、それによって苦しんでしまう。それを苦しめないように、各市町がいろいろと対策を立てて、このサポートしていく姿勢をとってるのが現実だと思うんです。

ですから巡回バスについても、今年でしたか、大紀町はすぐ長島駅までのバスがなくなった時に、シーバスを走らすとか、尾鷲でもそうですけど、そのように独自の財源を使って、なんらかの補助事業を使ってですね、この言うたらバス等の対策等もしとるわけです。これは市町によって違うのは当然ですが、当町といたしましても、こういう補助事業をですね、いかに有効活用するか、その考え方は、金額的には身の丈という話もありましたけれど、本当にわずかなお金でできる部分についてはですね、例えば配食サービスでもそうです。県が切ってきたから、100円受益者負担していただく、そういう安易なやり方でなくてですね、これらについても総額としては本当にわずかなもんです。そういう点でですね、今後、このまちづくりをですね、本当に困ってる人に目をあてていくというのは、やっぱり第一義的な眼目ではなかろうか。地域活性化そのものも大事ですけれども、私は否定するものではありません。

ませんけれど、そこがないがしろになってしまったんでは、本当に老後は安心して住めないし、お医者さんにも行けないというような状態が、本当に起こってくる。

教育も満足にできなくなってしまうという町になってしまうという懸念から、あえて私、この交付金の活用法についての町長の考え方を正しておるわけでございます。今この交付金の使い方についてはですね、これからとりまとめてですね、各課からいろいろ出されると思いますけれど、それについてはですね、是非、考え方の基というのは、そこらへんを中心に、3億6,200万円というこの交付金、これについてはですね、大きな額でございます。しかしながら、私は特に町の人からもよく聞くんですが、最終的にはこれらのお金も、14兆にのぼる今回の補正予算、国の予算についても国債発行で、国民の一人ひとりに消費税とか、そういうことでかかってくる。はたしてそれで国の活性化ができてですね、税収も上がり本当にそれらが十分カバーできるお金が出てくればいいけど、そういうことではなくてですね、その膨大なその交付金のお金、そういうものについてですね、国民の方はほとんど見抜いておる。60%の人がこれ子どもたちにずっとツケをまわしてしていくんじゃないか、消費税にかかってくるんじゃないかということの心配もしております。

しかしそれに応えるためには、やっぱりできるところは町の予算の中でですね、できる限りその社会的弱者といわれる人に目を向けていくのを基本にしながら、この問題、活用していく、そういう姿勢を是非、今後、課長以下職員も含めてですね、議員の声も聞きながら、この活用策の事例もありますので、町長、対策交付金の活用例等も十分頭に入れながら、活用していただくことを、町長お約束していただきたいと思います。答弁願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほど来、申し上げてまいりましたけれども、議員のおっしゃることもよく私も含んでですね、これからこの交付金の使い方が秋ごろに決定すると思いますんで、いろいろ検討させていただきたいと思います。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

それでは2番目の、時間もないので、点に入らさせていただきます。この広報の5月号ですが、実際には読んだ人からこれは何というような返事が出てくるほど、非常にわかりにくか

ったわけです。これはあの僕もやすらぎ苑組合に所属しているので、このやすらぎ苑組合議会に入っている人はわかる内容なんですけど、町の職員でもこれどういうことかわかるって言った時には、なんやろ、会議室利用はこれは3時間5千円なんやなということぐらいしかわからずに、いろんな宗教がありますからね、やすらぎ苑組合の中でも言いましたけれど、特に長島区なんかの中では間口が狭くて、核家族で少人数になってきたので、是非、その火葬にいった時に簡単な送りもできないだろうかと、仏教やキリストや神式やって、いろいろありますから宗教では、その故人の送り、そのものをスムーズにといいますか、少ない少人数ですので、お借りできないだろうかとという声の中から、この問題が発生したと私も認識しているところがございます。

しかし地元のあの地区との協約もありまして、5時までとかつうて、なんでこんな中途半端なんていうような話もありますけれど、あそこで働いている人も雇用の時間帯もあります。しかし私、過日、尾鷲で「おくりびと」という映画も見せていただきましたけれど、この仕事というのは人間の尊厳を本当に最後にみとるということでは、大変大事な仕事であるということからですね、今後、やすらぎ苑組合の中でもいろいろその人の配置についてもね、考えなくてはならないと思うんですが、当面、この仏教でいう通夜や告別式、3時間以内でできて、お坊さんや祭壇については、地元のやつを借りてできるということですね、詳しく広報されるんだと私は思っていたんですが、全然そういう内容に触れておられないのでですね、お金と時間は書いてありますけれど、今後、こういう意味ではもっとわかりやすい広報の仕方、何の目的でこういうことをこの会場を使えますとかいうことでやらないと、会議室だけ利用できるんです。明日の告別式の打ち合わせかなんかで使うんかというような、そんな話ではないですよということになるんでね、是非そこら辺は詳しくきちっとわかるように広報をする時にはしていただきたい。これでわかりますか、町長この読んだんで、わかっている人にはわかるんですけど、この中身だけでこれだけでわからんっていうのが、全然意見として出ておるんですけどね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

このやすらぎ苑の内部的なことを知らない方々ではですね、わかりにくいとご指摘をいただきましたので、また次の町民の皆様方にお知らせするチャンスを考えてですね、よくわかるようにしてまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

すいません。今、中津畑議員おっしゃってみえたことは、これ一部事務組合のことでございますので、副管理者である町長が独断で決めるというわけにはいきませんので、そこら辺は管理者である大紀町さんと、調整はさせていただくことにします。

ただひとつご理解いただきたいのはですね、中津畑議員が組合議会でもご発言、ご質問していただいたことによりまして、今まで使えなかった葬儀とかお通夜、これが使えるように大きく前進したということは、本当にこれは大きな成果だと思っております。ただ広報につきましてはですね、何故それを載せなかったかという話につきましてはですね、例えば貸館業務の皆さん、いろんところで部屋を貸していると思うんですけども、これは何々に使えます、音楽に使えます、勉強に使えます、パソコン教室に使えますとか、使用目的を書いてないと思うんですね、あくまでもあれはお部屋を貸しているということございまして、部屋をどうぞご自由に使ってくださいと、ただこういった場合だけは使えませんよということですので、例えば葬儀とかお通夜だけを書いてしまいますと、その以外の本来、会議をしたいとかですね、そこで勉強会したいという方々が使えなくなりますので、ある一定の目的だけをこう列記をして書くっていうのは、あんまりこう例がございませぬので、そこらへんはちょっとご理解をいただきたいなと思います。ただ表現方法につきましては、今申し上げましたように、工夫できる、できへんの話は別にしましても、一部組合のほうで議論させていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解ください。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

副町長、お言葉を返すようですが、この協議はですね、十分組合議会でやったです。やったあかつきに私は課長のほうにも、私、そしたらお知らせしましょうか、独自に自分のお金でっていうたぐらい、いつになるの、広報はいつになるの、知っとる人と知らん人だったら、まずいじゃないですかということで、話したわけです。しかもこの会議室というのは、今まで1回も使っておりませぬ。組合議会で使うんかっていうても、全然使っておりませぬ。全くなく、それは本当は、そういう行事に使おうとしたようですけども、適化法の関係もあったんでしょね、あそこはもう言うたら、会議室という名前ですと今まで推移してきて、

何も使われてないできたということのが、現実の姿ですのでですね、こういう点ではやっぱり他の使用目的ということは考えられないんですが、確かに言われるとおり、あそこやったら葬儀できるちゅうことなんかなくていうて、先々考える人もおるかもわかりませんが、明確に書いておいたほうが、よくわかりやすく伝わるということ、私は思ったんで、今日の質問になったわけです。

まとめに入ります。この地域活性化対策交付金、これについては是非町長、皆さんの本当に職員の知恵も借りながらですね、本当に町民に密着した、何もかも密着はしとるんですが、そういう点ではですね、優先順位といいますか、この事例集、全部。

川端龍雄議長

時間がきましたので。

15番 中津畑正量議員

はい。相当なお金がかかります。こんだけの3億6,200万円のお金ですから、有効に是非活用できるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

川端龍雄議長

以上で、中津畑正量君の質問を終わります。

川端龍雄議長

続きまして、19番 奥村武生君の質問を許可いたします。

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

皆さん、こんにちは奥村でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。1番、本町の労働安全衛生問題について、町長から労働安全衛生法23条を述べていただきたい。ここから論議に入りたいと思います。2番、町長は漁業資源の保全は大切だとお考えでしょうか。3番、町長は紀北町内の長島区ですね、ごみを海山区のRDFに集中するというのを、答申として出されたものですから、再びダイオキシンの問題について質問をしなければならなくなりました。ダイオキシンのその有毒性についてですね、詳しく述べられたい。そして付随してかつていくつかの私の質問に対して、ダイオキシンについていろいろとお話されましたけども、回答がありましたけれども、これはどこから得た情報なのでしょうか。それからもうひとつは、かつてRDFにおいてトラブルが起きましたけれども、その原因及び責任に対して責任者は誰であったかということをお聞きしたい。4番

目、小学校の改築にあたりですね、コンペ、条件を学校改築の条件を出す、出したコンペの通知までにですね、討論の中に議員が1人も入っていないということについて、どうしてこのようなことになったのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、合併についてあなたはかつての合併協議会等において、長島、紀伊長島区が抱えた問題について、包み隠さずお話をいただいたのでしょうか。以上について質問をさせていただきます。後は自席に着いて再度、質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

奥村議員の質問にお答えします。労働安全衛生法が遵守されているのかですね、のご質問であります。労働安全衛生法は職場における労働者の健康と安全を確保し快適な作業環境をつくることを目的に労働災害の防止についての総合的、計画的な対策を推進することを定めていることは、私も認識しているところであります。

また同法では平成4年5月の改正により、同法第71条の2において事業者は快適な職場環境を形成するよう努めなければならないと規定され、同法第71条の3に基づき同年7月、厚生労働大臣から事業者は講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針が公表されております。その指針におきましても、仕事による疲労やストレスを感じることの少ない、働きやすい職場づくりを安全衛生管理活動の一貫として、位置づけております。

しかしながら、紀北町におきましては現在、本庁のこの庁舎と別館だけでも約80人、町民センターや老人福祉センターを含めると、約140人ほどの職員が勤務し、会議室等も不足している状況であり、また職員数に応じた休憩施設を設けることもできなかったことから、旧海山町の別館1階の厚生室、約57㎡を休憩施設として使用しており、一部職員については昼食時も利用しております。そのような状況ではありますが、快適な職場環境の形成を促進し、職場の快適性を高めるということは、労働意欲の向上、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対しても良い影響を与えるものであるとともに、行政を運営していく上においても、大変重要なことでもありますので、今後、いよいよ庁舎のあり方を検討していく中で、議員の皆さんにもご相談させていただきながら、職員の厚生施設についても十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、漁業資源につきまして、大切だと考えているかという質問でしたですね。これにつ

きましては、町の基幹産業である水産漁業については、これは申すまでもなく、より大切であると考えております。

それから、ダイオキシンについてのその毒性についてでございますが、ダイオキシン類は有機塩素化合物の一種で、合計 222種類あり、29種類に毒性があると言われており、長い年月をかけてプランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと聞いております。銚子川と船津川の合流する引本湾は、三重県の管理で尾鷲湾として管理されており、県では毎月1回の水質検査を実施しており、検査結果に異常は出ていないと聞いております。

次に海山区のRDFで異常数値を示したダイオキシンを制御する装置の説明ですが、よろしいですか。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

演壇で説明しましたことは、ダイオキシンのトラブルの原因のですね、

川端龍雄議長

よかったら飛ばしてもろたらええし、答弁続けください。

奥山始郎町長

それじゃ申し上げます。

海山区RDFで異常数値を示したダイオキシンを制御する装置の説明、海山リサイクルセンターは4割のRDFを燃焼し運転しています。ダイオキシンの発生は燃焼温度500度から300度で発生しやすいと言われダイオキシンの発生を抑えるため、高温での、つまり800度以上の燃焼を行っております。また活性炭消石灰を噴霧することにより、ガス状のダイオキシン類の除去を行い、バグフィルターによって粒子状のダイオキシン類の除去を行っております。活性炭消石灰の目視につきましては、投入装置の目詰まりを防止するため、投入配管の取り付け位置を変更するとともに、投入状況を監視するため、配管を透明なものにし、1時間ごとの目視による確認を行い、チェックシートに記入しております。

燃焼炉の温度の低温を何故見通したのかという質問がございましたが、事前の聞き取りということにつきましては、議員ご指摘の炉内の温度のデータは灯油のみで運転した状態でございます。RDFを燃焼させて運転した場合の炉内温度は800度以上になりますが、灯油のみの運転でございましたので、温度がRDF燃焼時と比べて低くなってございますが、正常の

温度でございます。

それから相賀小学校の改築のコンペにつきまして、この審議ですね、について、議員が1人も入ってなかったということのご質問にお答えしますが、これは学校教育、教育長等も私も入って議論しましたが、議員の皆様方にはこのことについて、チェックをいただく立場であるから、この中に入っていたのは、ご遠慮したほうがいいのではないかと、そのような議論がございました。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議事進行です。えっとですね、ちょっとよく聞いていただきたかったんやけども。

川端龍雄議長

ちょっとマイクを。

19番 奥村武生議員

5番目もろてないです。5番目の町長の答弁もらってないですけど。

川端龍雄議長

起立して発言してください。

19番 奥村武生議員

5番目の質問について答弁をいただいていないのというのとですね、壇上で申し上げたそんなに難しいことじゃなかったんですけども、労働安全衛生法23条について、15秒もかからんことですから、述べていただきたいということ。

それからRDFのそのトラブルの原因は何だったのだろうか、かつての。それから当時の責任者は誰だったのかということが、答弁漏れとなっておるんですけど。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

トラブルはですね、バグフィルターとか、それから活性炭消石灰、活性炭の噴霧等がですね、完全に行われていなかったことが、私の見解として原因であったと思っております。

それからもうひとつは、何でしたかな。

19番 奥村武生議員

その当時の責任者は誰ですか。

奥山始郎町長

責任者という職員がこれを管理をしておりますけれども、最終的な責任としては私だと思っております。

よろしいですか。

19番 奥村武生議員

労安法23条ちょっと話していただきたい。

奥山始郎町長

それじゃ朗読させていただきます。はい。第23条、事業者は労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置、その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。以上です、23条。

19番 奥村武生議員

あと最後の5番のですね、合併についての答弁漏れ。

奥山始郎町長

ちょっと失礼ですが、この町長は紀伊長島区のことを、包み隠さず話をしたかという、何々についてではないんですね。よろしいですか。

合併の際にはですね、それぞれ旧両町の課題とか、お互いに出し合ったものでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

再質問に入らせていただきます。まず、3月の質問においてですね、回答があった職員の厚生施設についても十分して、配慮してまいりますと、考えておりますというふうに、3月の議会で回答がありました。

どのような配慮をされたのでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

できるだけこの法律が求めるですね、安全とか健康状態を保てるようにですね、配慮をしていかなければならないと思っておりますけれども、施設的にですね、まだ厚生室を拡充す

るとかっていうところには至っておりません。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

合併のきしみ、ひとつのきしみなんですけどね、職員をその海山区の庁舎をその本庁舎にしてですね、したがってそのひずみがですね、各所に現れているわけですけど、それを理由にしてですね、労働安全衛生法及び労働基準法を守らなくてもいいという理由は、成り立たないじゃないですか。私、成り立たないと思いますよ。やろうと思えばいくらでもできたんじゃないですか。これは仮局舎の3カ月とか、あるいは現在、建設中のためにですね、待ってくださいというのなら、それは納得できるでしょうけども、5年間の間ですね、十分な休憩室もないような状態ですね、放置しているということは、これは完全な労働安全衛生法、違反ですよ。指摘しておきますけど、これは決着は労働省でつけてもいいですよ。

あるいは場合によって、けが人が出た場合、病气者が出た場合に、これは検察庁の分野になるんですよ。私は議員の職務をかけて質問しとるわけですから、このことを権威ある議会で質問をしてるわけですよ。その結果、十分な配慮がされずですね、病气やけが人がそれが出た場合に、これは重大な責任を、町三役は負うことになりますけど、そのことは申し上げておきますよ。

そのですね、休憩室についても、いくつか方法があるんじゃないですか。今からでもあなたは配慮を、議員の皆様にもご相談させていただきながら、職員の厚生施設についても十分配慮してまいりますと、考えておりますということも、質問した私ですら、相談を受けていないということは、極めて遺憾なんですけど、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それは3月の議会だったと思いますが、ただいま6月なんですよね。このことについては、予算も付けなければいかんしですね、まだもう少し時間的な余裕が必要だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それはちょっと理由にならんとするんです。例えば、将来のその紀北町の展望を考えるならばですね、ならば教育会館のところの町の空き地へですね、紀北町中央図書館、建てるなどして、図書室をそこへ移して、そこを町民センターをですね、町民センターの3階を休憩室にするなり、あるいはその仮の休憩室を建てることだって、やろうと思えば簡単なんです。そんなに難しいことじゃないですよ、休憩室つくるなんてことは。

あなたは私は、努力をあなたたちは努力をしてなかったと、職場の職員、いわゆる労働契約の世界なんです。しっかりとした職場環境、労働条件の中で、職員の皆さんはしっかりと仕事をしてもらおうというのが原則なんです、労働契約の。その契約をあなたは十分理解してないんです、あなたたち三役は。これぐらいにしとくけど、早期に是正をお願いしたい。それからあと、階段ですけども、これ23条を読んでいたのはですね、階段ということもあるんですよ。階段が雨の日なんかは、1階から2階に行くのが、非常に暗いんですね、これ。何故付けないんですか。これは早急にこういうことだって、実証できるはずですよ。2階や3階にはその女子職員もおるわけですよ。彼女たちのその怪我とか、転倒等の危険性もあるのでですね、雨の日は1階から2階は電灯を必ずつけて、普通の日でもつけてもらう、2階から3階は雨の日の暗いと思ったら、必ず自主的につけてもらうということを、実践していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員のご指摘の場所というのは、どこでしょう。

19番 奥村武生議員

本庁の1階の真ん中から2階へ。

奥山始郎町長

わかりました。

そのことにつきましては、暗いというご指摘をいただきましたので、ちょっとそこを調べます。以上です。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

次の質問に移ります。

漁業資源のことについては、農政のその土砂については、私は反対するものではないです。ひるがえって 100ss以上になれば、ならないようにするという、この間の野々瀬の関係の時に、お話がありましたけども、言い換えれば 100ss以下、99であってもですね、これはそのまま放流するということなんですよ。これは確認しましたけども、100 ss 以下については、パーミリオンピコグラムですよ、これ。これ私は意見書の時に異議ありって言いましたらですね、採決というふうになりましたけども、それで否決されましたけども、100ssについて町長はどうお考えですか。この濁度 100ssについては。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

非常に専門的なご質問でありますので、山本建設課長に答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。

5月ですね、11日ですか、全協で議員からそういう質問がございまして、今言われたのはですね、濁度のことだと思うんですけども、放流水の水質の濁度については、今言われたssというの、水中ですね、浮遊物質の基準値をssという表現で表してございます。

その全協の時に私は説明いたしましたのは、企業者、水谷建設ですね、水谷建設が漁協との防災協定の中で、放流水についてのssについては、100ppm を守るということでございます。これは事業計画の中で県に届け出たものでございます。企業者等が届けたものに対して漁協と事業者と防災協定を取り決めたそのものを、県の申請書に添付して、それを遵守するというところでございます。

それで、さきほど言われました 100を超えるという、100ppmを守るということでございますので、それを超える際には事業者のほうで、プラントにおいて、それを 100以下に下げた後に放流するという取り決めを行っているということでございます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

町としてですね、意見書を出しましたよね、全員協議会のときに、私はクレーム若干付けましたけど、あのときに私が申ししたのは、その意見書にですね、町長として本当にその紀北町の漁業資源が大切ならですね、漁業資源を保護するその濁度をですね、明記していただきたいということを私は言ったんです。その点については、あなたが本当にさきほど言った漁業資源が大切だったらですね、これは当然、濁度が魚に与える影響があるわけですから、当然それを調査してですね、当然、意見書の中に濁度はどれだけに抑えられたいということは、当然、記入してしかるべきじゃないですか、これは町長にお答え願いますよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃった濁度についてはですね、業者と漁協との協定書の中に入っておりますので、それを守っていただくように言うております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

濁度について、その 100ss というのはですね、漁業資源に与える影響についてどうお考えですか、それを聞いたんですよ、今。それも聞いたんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは数値がいくらになったらどうだということは、私は説明できませんけれども、とにかく海の水が濁った場合にはですね、魚介類には相当影響が出てくるということは認識しております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

ああいう大変な問題になっているわけですから、当然、町執行部としてもでねすね、濁度はどのような程度のレベルの濁度が、魚介類に影響与えるかをどうか、当然、これはあなたたちは勉強しなくちゃならないんじゃないですか、町長、これは意見書出すにあたって、当

然、町としての責務じゃないですか。

時間がないので申し上げますけども、そのあれですか、魚に影響与える濁度が示された場合に、町長はこれは尾鷲の水産試験場で聞いてもらえばいいですよ。古里にある、すぐわかりますよ、こんなものは。そういうところでその魚介類に影響がある濁度が示された場合にですね、町長はこの意見書に、再度意見書をつくってですね、県本部へ出しますか。出さなければあなたは当初言った、その漁業資源が大切であるということ、全く別の立場になるんですよ。いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回はそれは書き込んでおりませんが、すでに町の意見書は出しております。別のあなたの指摘された数値ではなくてですね、いろいろ環境面に留意されたいとか、いろいろ言うてます。ですから、また次の機会があればですね、私に。またそのときに検討いたします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

次の機会って2年後なんじゃないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ですから、なかなかそれは今の時点でですね、言いにくいことですから、そこはご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

そういう町長の姿勢ではですね、これは紀北町の第1次産業の基幹である漁業、漁業は私は守れないと思いますよ。次の町長も、次の出馬されるというのならですね、当然、こういうことも調べて、マニフェストに書かれたらどうですか。

ちなみに申し上げておきますけども、私は町長の考え、今の言われた考え方は基本的に違

うということを指摘をさせていただきます。イシダイについてはですね、これは25ppmmg パーリットルなんです。25なんです。卵についてはですね、10mgパーリットルなんです。100の10分の1なんです。あなたたちはこういう、本当に資源を守ろうとするならばですね、こういうことを学者も交えて相談をして、いかに東紀州の漁場を守っていくかということを考えてもらわな困るんですよ。

住民の皆さんから、奥村議員はたくさん質問をしてですね、尻切れトンボになるというふうにお叱りを受けていますのでですね、次の質問に入ります。

ダイオキシンについてはですね、青酸カリの千倍の毒性を持っているんですよ。だから心してかかってもらわな困るということを申し上げておきますしですね。

それから、水質検査だけでは駄目ですよ、これは。なぜ駄目かということ町長はご存じですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ちょっとわかりかねます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さきほど町長がその魚介類の中にね、植物に含まれて、生物に含まれて、またそれが増幅して人間の口に入ってくるという意味のことを言われた。まさにそのとおりですね、それを調べようと思えば、ここの河口にある、むらさき貝と、中からどれだけの毒性があるかということ調べるのが一番ベストなんです。そのように県のほうへ申し上げていただけますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご指摘を議員からいただきましたけれども、県としては尾鷲湾の水質等を調査しております関係で、私も専門的な知識は有しておりませんが、それを研究した結果ですね、それを県へ要望することは必要となれば、要望させていただきます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

県のレベルは私よりはるかに低いですよ、言っておきますけど。県というのは法律がどうあろうとですね、法律さえ守られれば、住民の資源やそういうものはどうでもええという考えなんです。だからダイオキシンについても曖昧なことしか言わないわけですよ。皆さんそうじゃないですか、県の姿勢というのは。何回激突したかわかりませんよ、県と今まで。

それでですね、その県へ申し上げていただきたいわけですが、ダイオキシンというのは水に溶けにくいんです。だから水質検査だけではできません。したがって、町長が言われる、さきほど回答があったように、魚介類に取り込まれるわけですから、それでその貝の中のむらさき貝ですけども、あれは、それを精査していただければ、どれだけのダイオキシンがそれに含まれておるかということについてですね、明解に出るんですよ。是非、申し上げていただきたいと思います。その点についてはどうですか、再度。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員からむらさき貝をよく精査して、ダイオキシンの問題ですね、そうおっしゃっていただいたので、このことについて県のほうに要望はいたします。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それからですね、またちょっと早く進行しすぎたみたいですけども、今度は時間が余ってくるような気配ですけども、あなたがその紀伊長島区ですね、基本的には紀北町のごみですね、前にも申し上げたが、まず減量化をしたうえで、それでどういうふうなところに入るべきだと私は思うんですけども、町長のお考えはですね、そういうことは抜きにしてですね、経費を安く上げるために海山区へ集中すると、これは1つには私はおかしいんじゃないかと思う。

ごみの減量化をまず進めるべきじゃないですか。それからその次に、当然、あなたがダイオキシンを含む有機化合物について本当に認識をしているなら、海山区の中里へですね、集中してごみを燃やすということがあり得んと思うんですよ。これも次の町長選の争点になると思いますけども、出られる方はよろしくお願ひしたい。

どうですか町長、あなたはこの考え方は、町長選に出られるそうですけども、ダイオキシンを海山区の中へばらまいてもええというふうに理解するんですけど、いかがなんですか。経費のために、ばらまいてもええんだと、海山区上のその空の中へですね、川の中、山の中へダイオキシンだらけにしてもええんだという考えなんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういう考えは持ってありませんけれども、最初言われた、まず町民が出すごみの減量化を進めて、それからRDFの工場施設ですね、施設の統合を進めたらいいではないかという、その減量化をやっていないがごとき感じを受けましたけれども、減量化は進めております。

さらに、どのような状態になってもですね、ごみを減量化するのが普通のやり方だと思っておりますし、海山区にダイオキシンをばらまくということはですね、考えておりません。それは適正に除去されているものと考えたうえでの統合であります。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

私は前にも申し上げましたけども、環境課を中心にしてですね、各地区へ入って、いかにしてそのごみの減量化をしてくださいというふうな集中討論をしないことにはですね、具体的にごみは減りませんよ。町長、そういうことをするつもりはないんですね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在やっているのはですね、水切りをしてですね、減量をしておりますし、もちろん資源ごみは資源ごみで選別しております。今後も努力をしたいと思えます。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

本当にそのごみを減量するんでしたらね、各地区へ具体的な説明に入って職員が、それで具体的にごみを減量していくべきじゃないんでしょうか、いかがですか。

川端龍雄議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

ごみの減量化についてはですね、町民の皆様には大変ご協力いただきまして、ありがとうございます。ただですね、今、資源化、ごみの分別ですね、資源化を進めておりますが、さらに進めていきたいと思っておりますし、また今年度から水切りをですね、徹底的にやっていきたいということで進めております。

また、その中でですね、地域の方々に減量化についてモニターを募らせていただきまして、そこら辺のごみの減量に向かってですね、さらに勉強して減量を進めていきたいと考えております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

わかりました。

それから、相賀小学校の問題についてはね、非常に由々しき話を、議会というのはチェック機関であるから、議員にその必要ないというふうに、いわば必要ないというふうに言われたわけです。そのためにいろいろな問題が出たんじゃないですか。某議員と相賀小学校の校長の激突ですね、これも。激しい論争が行われましたよね。これは誰の責任なんですか。何でこんなことが起きたんですか、教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことは側聞していますけども、なぜ起きたかということは、私としてはわからない。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

町長、その家を、例えば自分らがですね、家を建てようと思ったときにですね、家族は子どもが何人、祖父や祖母が何人、家族は何人おるかという構成を考えたいですね、家を建てるんですね。学校でもまさにそのとおりであってですね、何教室したらええかということ考えずにですね、ただ補助規定、補助基準に沿って、6月9日のコンペの通知をしたというところに、これ問題があるんですよ。そういうことを教育長が教育の問題であってです

ね、施設に関しては町長、あなたの分野なんですよ。こんな議員も入れずにですね、薄っぺらい討論で、10億円からの学校を建てようとするならばですね、住民の代表である議員を入れないからこういうことになるんですよ。

そうじゃないですか。あるいは前議員が一昨日か昨日か申し上げましたけども、太陽パネルですね、あれについてもですね、すでに赤羽の十須ですか、あそこの公民館でもすでに入っているじゃないですか。あるいはこの討論の中に、東議員がいらっしやればですね、当然もう初めから相賀小学校の屋根は太陽光線できちっとして、莫大なその経費の削減になるはずなんですよ。あなたは議員がチェック機関だから議員を入れなくてもいい、そんな馬鹿げたことを言っているから、グラウンドは100mはとれない。音楽室はパート練習や合唱の練習ができないような、システムにとってない。

あるいは、その確認しましたが、相賀小学校のグラウンドは雨がちょっと降っただけでぬかるみますよ。このことについても改善しようとする努力が見えてこない。もうぼろぼろじゃないですか、あなたたちの。本来、この10億円からの金を使ってやるんだったら、これは議会にも責任がありますけども、特別委員会をつくって、その下に役場の中の精鋭を集めてですね、職員を、そこでいかにして海山区のシンボルである相賀小学校をつくっていくかという討論を、論議されて初めていいものができていくんですよ。

基本的にこれは間違ってますよ。是正するものについては私は是正していただきたいと思えますよ、今からでも。こんな9千何百万円もの金を、9億、いやいや差額が9,000万円の差額をあとでかけるようなことになるわけですから、こういうことが起きてきたのもですね、議員を入れておけば、まず起こらんです。起こるはずがないんですよ。議員は住民との接点を絶えず持っているんですよ。私は基本的な誤りを侵したと思いますよ。これからもどうなんですか、町長、議員が意見があると言えは聞いて、是正できるものについては是正する姿勢があるんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは議員がおっしゃるのは、相賀小学校に限ってのことでしょうか。もうこれはですね、設計競技もできておりますし、予算も認めていただいております。今後、太陽光についてがこれからの課題となってきますが、それは議員の皆様のご了解とか賛意がなければ、なかなか予算も計上できないと思います。それについてはよく考えて対応したいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

その太陽光だけではなしにですね、ジャグランドどうするんですか。ちょっと雨が降って、この間見てきたらぬかるんでいると、この際、きちっとした雨が降っても対応できるようなグラウンドにする意思はないんですか、あるいは音楽室を充実する気持ちはないんですか。

これは私はですね、県教委へ話をしまして5年以内に、三重県の中で5年以内につくった学校ありますかというふうに私は聞きに行ったんですよ、県教委から。それで県教委から教えていただきました。5年以内につくった学校を、それで私は見に行きました。紀勢町のほうです。5年以内につくった学校の音楽の先生とも話をしました。

それから、さらに進んでいる長島高校のですね、音楽室も見せていただきました。その設計をした音楽の専門家の仲芳也先生ともお話を伺いました。あなたたちはどうなんですか、グラウンドの陸上競技なら陸上競技の専門家、音楽の専門家と、これ世古課長以下どなたか、そういう意見は拝聴したことがありますか、教えてください。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

専門家と言いますけども、小学校の専門家は小学校の教師です。これは小学校におけるカリキュラムを実施するその資格を持ちですね、そして校長以下専門家を揃えて、それで小学校教育に当たるんです。ですから、小学校教育についての専門家の意見は、小学校の先生方の意見を最大限尊重します。

ただし、建築については、この建築の専門家の意見もこれ十分重視しなければいけません。ですから、専門のこの委員会については、三重大学の先生をはじめですね、学校の建設に非常に今まで経験の深い方々も集まっていたいでですね、この委員会も構成いたしまして、そこでも論議してもらっております。

ですから、さきほどおっしゃった意見の中でですね、是非、お考えを変えていただきたいのは、この器楽合奏もできない音楽室、そういうものではございません。きちっとですね、そのことについては器楽合奏も含めて演奏できるような音楽室に設計をしております。

ですから、そういった点についてですね、議員さんが学校訪問に行ったときに、校長先生

といろんな意見を交わされたという点は私も聞きましたが、これは私いいことだと思います。真剣に教育について議論する、そして議員さんの意見に対して、校長もまたそれについて自分の考え方を専門家として言う、その中でですね、お互いわかりあう、そのことはいいことではありませんか。そういう点ではですね、是非、ご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

音楽室についてはですね、パート練習というのが高学年必要なんですよ。だからパート練習、長島高校のように完全に部屋にしなくてもですね、簡単に後ろのほうへ区切りして広い部屋をとって、そこで合奏とか、合唱のパート練習というのは必要なんですよ。そういうことが学校の、小学校の先生だけでは無理なんですよ。無理な面が出てきたとしてもやむを得ないんですけども、私はそう思いますよ。

私は音楽については誰にも負けない自負持っているんです。25歳から40歳までですね、日本を代表する指揮者の外山雄三とか、作曲家の林光とか、そういう方たちと日本を代表する大合唱運動をつくり上げてきた人間です。つい最近もですね、大阪フィルハーモニー交響楽団の合唱団で、これはセミプロです。ここで大植英次さんなんかのですね、世界の大植と一緒に音楽をつくってきました。だから音楽はどうあるべきかということについてはね、誰よりも私は理解しているというつもりなんですよ。だから聞いていただくべきについては、今後も聞いていただきたい。

それから、陸上競技にしてもそうです。尾鷲の方がですね、村島大先生が率いるその三重県陸上競技協会というのはですね、槍投げで世界大会ができないぐらいのことであってですね、あとは日本有数の競技場なんです。それをつくり上げた村島大先生のもとでですね、三重県でもこういうふうカリキュラムはきちっとつくっているんですよ。その中でですね、5年生、6年生については年に3回100m競争が入っているんです。そしてこれを受けて100m競争の全国大会も行われているんですよ。だから私は100mのトラックにこだわるのは、80mを競争する距離が絶えずないと、100mは走りきれないということなんですよ。60mだったら80mしかないし、100mまではなくても、少なくとも80mあれば、80mあれば100mの競争にかろうじてできることができる。日本の教育史上ですね、これは体育の指導上、きわめて重要なことなんですよ。

それから、この際、やっぱりグラウンドもきちっと潮南中学校でも運動会が延びました。

かつて、グラウンドがぬかるんでいるからですよ。グラウンドがぬかるんでいるとか、今度、相賀小学校グラウンド、建てるんだったら土も入れ替えて、百年の計を立てて税金を投入ですから、あなたたちの学校じゃないんですよ、これは。未来永劫、向こう百年間の学校をつくってもらわな困るんですよ。その立場に立って考えていただかないと、私は困ると言うんですよ。要望じゃないですけども、変えるべき点についてはこれは変えていただかないと困る。よりいい学校にするために百年の計をもってやってもらわなくちゃ困るんですよ。

それから、最後ですけども、1つ前のへ、ちょっと遡らなければならないことがあるんですけども、これ見てもらえればわかるんです。長島の中ノ島の前のですね、船のともづながこのような形で油でどろどろになるんですよ。これは町長さんの前の海の前ですね、なぜ原因かということは、すでにおわかりだと思うんです。もうどうなんですか、これ。こんな状態でなんですよ。こんな状態で仕事ができますか、漁師の皆さん。これは是正してもらわなくちゃ困りますよ。こんな状態を放置をしておいてですね、水産資源の保全なんていうことあり得ん。

それから、町長にもう1つお聞きしたいけども、今、密猟が盛んに行われているんですよ、密猟が。16年秋の台風で資源が壊滅状態に陥りですね、そのときに流した防腐剤等が1ヵ月後の大雨によって引本湾、矢口湾に流れ込み、壊滅状態になったわけですよ。それでさらにですね、今度はその巻き網がですね、本来、5海里以内に入れられないんですよ。ところが5海里以内に入ってきて、根こそぎ漁業資源を捕るものですから、小商売と言われる皆さんの生活が大変困っているんですよ。根こそぎやられたら引き網でやられたらもったもんじゃないですよ。だからそれを防止するためにですね、是非、県のほうへレーダーを設置していただくようお願いしたいと思いますけど、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その巻き網が今、5海里と言ったんですか、5海里の中へ入ってくることについては、漁業者間でいろいろその海上保安部のほうへ要望しているのは、ずっとこれまでの私も経験してきております。レーダーといいますけれども、どこにどういうふうなレーダーをするのか、専門的にはちょっと私も、ただレーダーといいますが、どんなものを要望するのか、それもですね、考えて勉強しないといけないし、海上保安庁、保安部が尾鷲にございます。そこが海の警察となっておりますので、その辺もよく含めたうえでのですね、要望をしないとい

けないのかなと、そのように思っております。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

このお宅の中ノ島のヘドロの問題についてはいかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

中ノ島のそのロープは、それはたまたま中ノ島でしょうけれども、その議員がおっしゃりたいのは、その原因は何かということは、私伝わってこない。つまり生活排水でこうなったんだということなんですか。

19番 奥村武生議員

いえ、水産加工の。

奥山始郎町長

水産加工の排水が原因だということですね。

19番 奥村武生議員

そういうふうに業者さんはおっしゃっています。

奥山始郎町長

ああそうですか。その辺がちょっとね、何というか科学的な立証が必要ではないかと思えますけれども、ご承知のとおり1日50t未満であればですね、水質、排水についてはそれほど厳しい規制がございませんね。水と油を分離するぐらいの程度ですから、それでも分離をしなきゃいけないと思っています。その辺がですね、どうなのかな、実態は漁師さんが加工場だけなのかということが、はっきりとしないと思いますけどもね。しかし、それも一因であろうし、また生活排水だってあるんじゃないですか。

19番 奥村武生議員

いや、このようになった原因は、水産会社から出てくるその産業廃棄物です。

川端龍雄議長

ちょっと町長答弁のみにしてください。ご答弁を。

奥山始郎町長

それにつきまして、県当局ですか、ごめんちょっと意味がわかりにくいもので、よく調べ

ます。以上です。

川端龍雄議長

奥村議員、尻切れとんぼで申し訳ないですけども、これで時間がきましたので、まとめてください。

19番 奥村武生議員

まとめるわけですか。最後に1つ残っておるんですけど、もうまとめる必要はなくて、それを言えば終わりなんですけど。

川端龍雄議長

時間きましたので、はい簡単にまとめてください。

19番 奥村武生議員

それでは、1、2、3、4の問題につきましてはですね、十分やりとりをさせていただきましたので、5番の問題については私の考えだけを述べまして終わりとしたいと思います。

合併につきましてはですね、これは平成7年かなんかに出された、浜千鳥リサイクルさんから出された損害賠償の内容証明みたいなものはですね、これは示されてないはずなんですよ。示されていればですね、これは合併はなかったと思いますよ。

それから、今日も町の人に聞きましたけども、早期退職された人の中にはですね、なぜ早期退職かと聞かれたら、長島の議員さんは非常にえらいもんで、とても持ち堪えられんと言ったと言うんですよ。あるいは十分町長としてはバランスをとってですね、運営をしていかななくてはならないのですね、社会福祉協議会や商工会ですか、あるいは子育て支援センターでなしに、

川端龍雄議長

奥村議員、時間オーバーしましたよって。

19番 奥村武生議員

はい。このセンターが、こういうものがどんどん長島にとられて、それで海山は火の消えたようになってしまうと、そういうふうな懸念を十分持っているんですよ。私個人としては合併は失敗だと思ってますし、合併を私は後日述べますけども、私は解消すべきだと思っています。以上で私の質問を終わります。

川端龍雄議長

以上で、奥村武生君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩します。3時まで休憩。

(午後 2時 46分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 3時 00分)

川端龍雄議長

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許可します。

3番 近澤チヅル議員

こんにちは。6月定例会一般質問最後になりましたけど、一生懸命頑張ります。よろしく
お願いいたします。近澤チヅルです。

3月議会に続き、老人ホーム赤羽寮について、国の方針に従って民営化で町民の福祉は守
れるのか、その視点で質問をいたします。

地方自治法第1条の2は、地方公共団体の基本を住民の福祉の増進を図ると定めておりま
す。住民の生活を支え、健康を守る仕事は、本来、自治体の第一の仕事です。特養は介護保
険導入以前は、社会福祉として位置付けられておりました措置制度によって提供された公的
な介護サービスでした。そのため、行政の責任は利用提供においても大変大きなものでした。

ところが10年前、介護保険制度が導入され、行政の責任は縮小してしまいました。介護保
険の枠内での決定とかそういうものに限定されてしまいました。その中でも公営で低所得者
にサービスを提供し行政の責任を果たし、また住民を守ってこられました。ところが今回の
民営化の提案は、この自治体の第一の仕事を自ら放棄しようとしているのではないでしょ
うか。

措置制度では、多くの低所得者に利用負担がありませんでした。介護保険で1割の負担となりました。そのため介護保険制度が始まった直後、全体のサービスが増えたときでも、所得の少ない人は逆に介護の利用を減らしました。実際に減りました。所得の少ない高齢者の公的な介護制度からの排除というこの問題は、介護保険始まった当初から起きていることであります。

介護の社会化と言いながら、今もテレビでも放送しておりますように、何も解決をしておりません。お金がなくては受けたサービスも利用できなくなってしまった面もあります。現在、赤羽寮利用者はほとんどの方が国民年金だけの低所得の方たちです。同様のことが起ころうとしております。仮に計画のようにすべてユニット型個室に建て替えたなら、たちまち民営であろうと、直営であろうとも利用することができず、介護難民となることが予想されます。

そのうえ特養に民営化が決まっております。社会福祉法人による負担軽減制度は2006年、3年前の見直しで改悪され、全額免除がなくなり、また所得のある親族に扶養されている方は除外するなど厳しい条件が付きまして。その結果、2006年、国において予算は43億円ありましたが、2009年では19億円へと半分以下に激減してしまいました。これは社会保障費の毎年2,200億円削減大きく響いていると思います。

また、所得の少ない人ほど高齢期に介護が必要になることは、研究者の調査などでも明らかになっています。介護を最も必要とする所得の少ない人たちが制度を利用できないのでは、介護保険の存在意義がありません。

1つ目といたしまして、低所得者が公的な介護制度から排除されているこの現実を、町長はどう認識しておられるのか、お伺いいたします。

国の民営化の方針のもとには、財界が一貫して海外分野への営利企業の参入促進を求めていることがあります。社会福祉法人に限られている特養もその例外ではありません。国の方針は決して低所得者のほうを見てはおりません。民間のほうがすぐれているのではと進めることは、紀北町の高齢者の中の低所得者の方の利益になるとは思えません。特養など施設整備に対する国の方針をどう認識しておられるのか、お伺いいたします。

2つ目といたしまして、就学援助制度についてお伺いします。

派遣切りなどの雇用破壊や世界金融危機による経済危機によって、子どもの貧困はますます深刻さを増しております。子どもの貧困とはどういうものなのか、その認識は私たち大人の姿勢、または自治体の政策を根底から否定するものとして、とっても重要だと思えます。

子どもの貧困はいくつかの角度から見るべきですが、経済的な角度では、日本は子ども7人に1人が貧困だという、大変な子ども貧困大国ということになっております。

総中流意識は改めなければなりません。貧困の測定は国民の中でどれぐらいの人々が貧困かという、貧困率によって表されます。貧困ラインはその国のその平均的な所得額の2分の1です。それ以下の所得しかない人々の割合が貧困率であり、この2分の1の所得の金額は生活保護基準に近いものとなっております。

国立社会保障人権問題研究所によれば、子どもの貧困率は1990年から上昇し、2004年には14.7%となっており、さきほども言いました子ども7人に1人が貧困です。この子どもの貧困の克服の1つの方法に就学援助制度があります。就学援助制度は義務教育は無償とした憲法26条など関係法に基づくものです。全国的には利用者は10年で倍増し、2006年援助率は13.6%、これは生活保護も含んでおります。これもまた7人に1人、道理があうところでございます。

ところが、2005年から小泉内閣の三位一体の改革の強行で、この就学援助に対する国の補助金が削減されました。準要保護世帯での国庫補助金を廃止し、一般財源にしてしまいました。全国で認定基準を下げる自治体が増えておりますが、紀北町はそんな中、基準を要保護の1.5倍として下げることなく頑張っております。その姿勢は大いに評価します。三重県でトップのクラスの中に入っております。三重県の特養の南北格差も克服しております。

そういう中でも、深刻な経済状況のもと、3月議会中の3月11日、文部科学省の児童生徒課から市町村に通達が出されました。これを紹介いたします。

昨今の金融経済情勢の悪化に伴い雇用状況の悪化が顕著となる中で、学齢児童、また学齢生徒が保護者の失職などの経済的理由により、就学が困難になることが懸念されます。2000年にも通知しましたが、現下の状況を鑑み、特に下記の点について各市町村において十分ご留意いただけるよう、ご指導お願いします。そういうものです。

1つ目として、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施すべきものであることに鑑み、市町村の教育委員会はこの制度の趣旨の徹底を図るとともに、保護者に対して広報などを通じ、この制度の趣旨及び申請手続きについて周知徹底を図ること。

2、就学援助の対象となる者の認定にあたっては、その者の経済状況を適切に把握して行うこと。認定をすべて学校に任せてしまうことや、保護者の申請の有無のみによって、認定

することのないようにすること。

3、公立小中学校に在籍する韓国、朝鮮人など、外国人の児童生徒にかかる就学援助については、日本人子女の場合に準じて同様の取り扱いをすること。

4、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し、必要な援助を行うよう配慮することと、通達が届いております。

それでは、当町の実施状況、実態、前年度の数、ここ数年の推移をお伺いします。また、周知の工夫と徹底を図ること、年度の途中における認定を速やかにすることを求めます。

これで檀上での1回目の質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員のご質問にお答えいたします。

老人ホーム赤羽寮の、まず1点目、低所得者が公的な介護制度から排除されている現実をどう認識しているかという、ご質問についてであります。私は決してそのようなことはないことを認識しておりますし、あってはならないことであると考えております。

ご存知のとおり、平成12年度から介護保険制度がスタートしておりますが、介護保険料につきましては所得に応じて7段階の階層に分かれており最低が年額2万4,988円、最高が7万4,963円と設定されております。この設定金額の高い、安い議論は別として、当然ながら低所得者層への配慮はされております。また、介護サービスを受けた場合には、1割相当の利用者負担金が必要となりますが、例えば生活保護受給者や、合計所得金額及び課税年金収入額が80万円以下の対象者については、その1割負担が高額になった場合でも、上限額は月額1万5,000円と設定されております。なお、生活保護受給者の場合は、介護保険料、サービス利用負担金は保護措置費により負担されるなど、低所得者であっても基本的にサービスは平等に受けられるものであり、低所得者が公的な介護制度から排除されているということには、あたらないのではないかと認識を持っております。

ただ、特別養護老人ホームを公設であれ民設であれ、県の補助金を受けて改築する場合は、ユニットケア型に限られ、入所者の負担金は介護保険の対象外となっている居住費の負担が増となり、以前にも説明しましたが、利用者区分の第1段階から第2段階の対象者で、約2万5,000円程度、現在の利用料に加算されることとなります。

しかし、養護老人ホームについては措置費制度が継続されているため、改築して環境が良

くなくても負担金が増額されることはありません。

続いて、介護分野への営利企業の参入が多い中、特別養護老人ホームを経営する民間としての社会福祉法人のほうが優れているのではと、民営化を進めることは紀北町の低所得者の利益になると思えないがという部分についてであります。確かに、介護分野への民間参入を国が促し、まれに問題となる業者の報道がされることも事実であります。ただ、現在の介護制度を支えていくためには、民間参入は必要不可欠であると考えます。

また、特別養護老人ホームの経営については、県、国において福祉に対する姿勢など、厳しい審査を受け、社会福祉法人として認可を取得したものでなければできないことから、ただの営利のみを追求するものではないとの認識を持っております。

さらに、特養など、施設整備に対する国の方針をどう認識しているのかという点につきましては、繰り返しになりますが、特養老人ホーム改築のための施設整備補助金、50床分の補助金で1億6,875万円が、全室ユニットケア対応でなければ補助対象にならないことという規定であります。

個室に加え、共通スペースを設け、できるだけ在宅に近い環境で処遇するためのユニットケア方式であり、国はこれまで全面的にそれを推進してきましたが、果してすべての入所者がユニットケアがベストなのか、処遇する側からしても現実に即したシステムなのかといえ、見解は分かれるところであり、見直される可能性も出てきていることから、国、県に対して多床型であっても補助対象となるよう、見直しを求める要望書を三重県町村会を通じて提出しております。

見直しが実現されるよう、今後も努力を続けていきたいと考えますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、就学援助制度についてお答えいたします。

この制度につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。

当町における、就学援助費の状況であります。平成18年度では、小中合わせて205名、平成19年度では208名、平成20年度では209名の保護者の方に援助を行っております。

就学援助制度の周知につきましては、新入学の小学1年生のすべての保護者の皆様に入学時にお知らせしております。

また、その他の在校生の保護者の方には、前年度の対象となった保護者に対し改めて周知

をいたしております。就学援助の申請につきましては、例年5月中旬に提出していただき、前年の所得が確定いたします6月に決定を行っております。

年度途中の認定につきましては、学校側との連携はもとより、家庭状況を速やかに把握し、就学援助の対象となります保護者に対しまして援助を行ってまいります。以上でございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは、1つ目の低所得者が公的な介護制度から排除されている。私はそう思っておりますけれども、町長もあってはならないこと、そういう返事でした。本当にあってはならないことなんですが、現実には起こっております。保険料、利用料が高くてですね、利用を受けようと思っても、大抵の方は自分の限度額とか、そういうものを考えてですね、1万円だったら出せるとか、在宅の場合ですけれども、そうした中で自分の受けたい介護の量よりも、金額を先に考えて本当に低所得者の方は受けておるのが現実です。

そういう声はこの紀北町でもたくさん聞いておりますし、本当に低所得者の方にとっては、保険料を払うだけで精いっぱいというのですか、年金からも引かれますし、月1万5,000円以下の方は現金で払うとか、口座振替えになっております。このような現状もあるんですが、町長の今の私の3月議会の答弁でも、その低所得者に対する方の認識が私とは少し違うと思うんですが、大分違うと思うんですが、このような現実、本当にあってはならないことですが、あるということはお認め願いたいと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、説明申し上げましたように、介護保険の場合のですね、申し上げました7段階がありますね。それについても最低限の料金としても大変負担になるという方もおられるかもしれませんね。議員がご指摘していただけるんですから、それは思います。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それでは、もう1つ私の認識が違っていたのかもしれないので、特養に入っている方の増額は無いという返事でした。ユニット型になっても、それは期限があることではないのでし

ようか、はい、そして新しく入る方はユニット型になれば、居住費が実費になりまして、介護保険から外れてますので、同じような多床型とユニット型に比べたら、やっぱり今の赤羽寮を利用されているような低所得者の方には、利用しづらいと思う、できないと思うんですが、そのところはいかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

改築しましてね、ユニット型になった場合は、さきほども私も言いましたようにですね、部屋代は負担、居住費が介護保険の対象外になっておりますんで、その分だけは高くなりますよと、そのように言うてます。2段階の対象者で、第2段階の方で、約2万5,000円ぐらい高くなるということは、さきほど申し上げたとおりでございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そうすればですね、私は公営の場合を中心に考え、質問いたします。やっぱり多床型がどうしても必要で、町長も三重県に意見書を出しておられるということなんですが、介護保険が始まったときにですね、種類は増えるし、国が、自治体がやっておったら、お金が大変、そやさかい民間の人も入ってもらって介護保険を皆で社会的に高齢者の方をみてこうというスローガンのもと、始まりましたが、介護にかけておりました国の負担率ですね、それはどうなりましたか。私たちは保険料が増えて、利用料が増えましたけれども、国の負担は介護保険が導入されてどうなりましたか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国のことにつきましては、私はわかりませんので、担当課長に答えさせます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

ただいまのご質問にお答えします。

実はですね、措置制度のときのことなんですけども、国の負担はですね、2分の1という

ふう聞いております。それとですね、現在、介護保険のほうでなっておる保険給付費に対する国庫負担額は20%と、それとですね、国のほうから財政調整交付金ということで7.83%が入ってくるということで、全部で国の負担が27.83%というふうに広域連合のほうからお聞きしております。以上でございます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今、説明ありましたようにですね、国は措置制度のときは全体の50%を負担していたんですけれども、今、27.5%とおっしゃられましたけど、施設給付費については、調整給付金も入れてですね20%です。そして特養みたいなやつにはお金をかけたくないという国の意思もあるんでしょうけれども、在宅の場合、地域密着型なんかも含めると、それは25%で、本当に特養、お金のある人はどういうグループホームでも入れるんですけれども、やっぱり低所得者の人は多床型の特養がどうしても必要です。

そして、国はですね、介護を社会的になって、皆で分担しようというたら、高齢者が増えるのですから、国も負担を増やすとか、そのままとかというのが当然だと思んですけれども、国は減らしました。そのことをさきほどは率がわからないというお話でしたが、どう認識されますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

国はですね、非常に強力なパワーを持っていらっしゃるんですね、国の経営全体の中でですね、この介護保険も位置付けておると思います。そんな中で、国も厳しい状況ではないとか、そのように思ってます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そこら辺は、私とは全然認識が違うんですけれども、やっぱり皆でみるんだったら、国も予算を増やしてですね、低所得者の方も利用できるような介護保険制度にするべきですが、やっぱり民間の方を導入する、そして利益が出なかったら民間は絶対にしないと思います。国は本当に社会保障料2,200億円、毎年減らしてます。さきほどの中津畑議員も言っており

ますが、社会福祉法人、さきほど言葉になった、ちょっとよくわからないと思うんですけども、こんなに2006年度からでもこのように左下がりで、これは特養の社会福祉法人で利用者の軽減をするための費用なんですけれども、このように減らしております。経営が大変になると思いますし、もちろん利用している方の利用料も高くなって、決して私、今いい方向、低所得者の方にいい方向に向いているとは思いません。

そして、もう1つ、国の基盤整備に向けての補助金もですね、たくさん老人が増えるんですから、やっぱり特養のような多床、大人数の施設は必要だと思うんですけども、このように、これちょっと小さいんですけども、毎年440億円から現在は387億円というように減らしております。これはどのように町長は考えられますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほどの議員が私にお尋ねいただいたようにですね、国も財政の健全化を考えておられるのかなと、私はそのように感じてます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当に低所得者の方に必要なら、しつこく言いますが、増やすはずですよ。そのことよりもやっぱり低所得者の人は、もう介護の方向はそうです。切り捨ててですね、お金のある、儲かる事業をしよう、そういう方向に私は進んでいると思っております。町長はいかがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

近澤議員におかれてはですね、特に今のこの一般質問については、軸足は低所得者の方に置かれていると思います。しかしながら、それは私も理解することはできます。社会はいろんな所得の方が混在をしております。

したがって、施設をどのような施設が一番いいのかということについては、全体的に国は考えておられるんじゃないかと思えます。そして今、非常にプライバシーとか、個人の自由空間というようなものを考えたうえでのですね、ユニット型でしか補助金は出しません

よというような政策ですね。それを展開している以上ですね、この新しい、しかも清潔な施設でお過ごしいただく、また過ごしたいという方もおられる。しかしながら、そういうところへ行きたいけども、所得が足りないという方もおられる。大変難しいところだと思いますが、その辺についてはこの町営の老人ホームについてですね、その辺、町営ですから、もし民間に移譲することができた場合にはですね、少なくともできる範囲でですね、考えてみる必要はあるかなと思っています。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今、町長の答えの中にもですね、ユニット型でないと補助金は出ないとおっしゃいました。ユニット型ですと個人負担が増えるんですね。民間がたくさんありますので3万円とか、5万円とか、6万円とか、それは介護保険の利用料以外に要るわけですね、経営するほうといたしましては、例えば50床、3万円でユニットをつくった場合ですね、介護保険の利益のほかに、それが純然たる利益となって経営が有利になるわけですね。でも、利用する人は大変なんです。そこのところは、町長も私と同じ思いだと思うんですが、どうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今お考えになっておられるですね、その部屋代、居住費については純然たる利益かどうか、それはわかりませんよ。やっぱり自己負担ですけども、建設費の償却をしていきますでしょう。そういうこともありましてですね、ただ利益というだけではないと思うんですわ。

ですから、やがて改築したとしてもですね、30年、40年経つと古くなってしまいますんで、それに対する、また次の投資が必要だということを考えておられるんじゃないかなと思っています。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

なぜ、ユニット型を進めるか、やっぱり多床型ですと、その家賃というのですか、そういう収入はなくなるわけですので、経営者にとっては減価償却は大変に厳しいと思うんですね。

だから私は事業者のほう向いてですね、国はユニット型を進めていると思っております。それは現実にそうだと思うんです。

そして、この中でですね、町長の3月議会でお答えになった。そして今日も前者の議員が、なぜ民営化なのかというところでお答えになっております。同じお答えでした。これは3月の議事録なんですけれども、そのときにはですね、入所者にとって民間になった場合ですね、無理な点が多くなるかという、利用者負担金にしても、職員配置などについても国の基準で厳しく決められているから、民営化したからといってサービス低下を招くことは考えにくい、町長はそう答えられておりますが、本当に利用料も同じですね。そうしますと、やっぱり利益を上げるにはコストを下げなければ利益は上がらないと思うんです、民間の場合。

そうすると、どうしても人件費を下げるということになっていって、本当に高齢者の利益を守るような施設になるかという疑問があります。今、施設では介護の方のですね、離職が大変話題になっておりますが、それはなぜだとお考えですか、はい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

介護の場合の介護士ですか、ヘルパーですね。介護の場合の仕事の激しさに対応した賃金がないというように新聞報道されておりますね。しかし、今、議員がおっしゃったように、人件費を下げるしかないというのは、しかし職員の配置についてはこれは数が決まっているんでしょう。だから、その職員の数は決まっていって人件費を下げるというのは、民間のほうで下げやすいということ、じゃ、なりませんか。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

下げやすいということをお尋ねしたのではないんですけども、もう下がっているから、職が続かないんですね。1年間で20%の人が辞めていくというのが現状です。そして今また、たくさんの方が雇用が首切られて、介護のところへ再就職しておりますけど、ほとんどの方が辞めておられます。それはやっぱり労働に見合った賃金ではないから、民間で95%、町長も民営化が特養で進んでいると言っておりますけど、本当に高齢者の方、特養にしか、多床室にしか入れない低所得者の方により良い介護をするには、どうしても公のその援助が必要なんで、施設に対してですね、人件費に対しても必要なんじゃないかなと私は思いますが、

いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

僕は民間の経営者であってもですね、これは自治体がやったとしてもですね、その必要な人員が整えなければいけないんですから、それに見合った給料を払って、しかもその施設を経営して、どんどんどんどん栄えていく、民間の業者もおられますから、どんどん辞めていかれることも、それは議員がおっしゃったんですから、そういう場合もあるでしょうけれども、そういう場合だったら、もうその施設は運営されなくなりますね。だから必要な人件費、給料が払えていかないと、存続ができないことになると思ってますんで、その辺についてはサービスは公も民間も変わりませんと言っているわけなんです。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

町長のお考えと私の考えには差がありますが、やっぱり今ですね、介護施設はですね、今回、介護報酬が3%値上げされました。その理由は、そこで働く人たちの賃金を上げることでしたが、その前の3年間は下がっておりましてですね、とてもこの3%の値上げではですね、人件費を上げるところまではいってないのが現状です。

先般もこれは在宅ですけども、今まで利用料、在宅で利用していたけれども、今回、介護報酬が3%上がって利用が減った。でも私たちはそこへ来てくれるヘルパーさんの給料が上がるんだったら納得はできるけれどもと言って、事業者の方にその方は電話したそうなんです。

そうしたら、その事業者はですね、社長ですけども、労働者の方の賃金の値上げには結びつかない。研修とかそういうものに使うという返事でした。本当に今、国が進めていることはですね、決して事業者の方にとっても成長していくような、そういうものではないと思うんですが、そのところのご認識もどうなんでしょうか、介護全体に対して。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

もう非常に細部に至ってですね、事例をあげて、固有名詞はありませんけども、そのこと

はちょっと私としてもわかりかねますんで、五味さん、課長はおわかりになりましたか、ならない。そのあなた議員の指摘をお聞きしていくということで理解してください。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当に今、そういうわからない状態で民営化を進めるというのは、私問題あると思うんです。それです、本当に大変な状況が介護の中では進んでおりますけれども、本当にどっちを向いて今の政治をしているのか、本当に自治体の長は町民の暮らし、福祉を守る、そう言っておりますけど、国はそうではありません。

そして介護報酬が低くてですね、完全なそこにおる人たちの人権を守るような、より良い介護ができにくく、ずんずんなってきたというのが、現状だと思います。町長はそういう認識は相変わらずないんでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は、行政の責任者として一部の方々の利益だけを考えて、この仕事はできないんです。町全体なり、町の現在も考え、将来も考えて行政をしていかなければいけないという認識を持ってますんで、相変わらずという言葉はちょっと不適切です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

不適切というなら取り消します、それは。でも実際ですね、本当に今、町長はすべての方に行き渡る行政をしていると言いましたけど、お金があればどういう施設も利用できるんですね。町がやらんなんのは、そこでしか入れない、国民年金でしか入れない、そういうところを確保するのが、民営では無理です。多床型が入ると補助金が1億6,000万円も少ないんですね。わかっておって多床型の特養をつくるとは思いますが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今の制度はユニット制でなければ補助金はできないから、町としては多床型の特養も必要

であろうということで、要望を出しておりますけれども、議員のおっしゃるようにすべて50床を多床型にするとすれば、うん。すべてこれ町費で賄わなくてははいけませんので、大変な将来的に負担増になってきますんで、非常に難しいなという認識を持っておるところです。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そのことはですね、今の介護報酬のままではとても経営は大変ということですね。全国町長会も国に介護報酬を上げるように要望を出しております。町長ご存じだと思うんですが、何%上げようというような要望を出しておりますか、全国の議長会も出しております。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

何%要望しているか、私もちょっと認識しておりません。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

町長会、全国の町長会も出しております。5%です。町村会ですね。ごめんなさい。出しております。それが上がればですね、やっぱり少し働く人たちの賃金も上がって、より良い介護が特養が実現するのではないかと思いますし、そんなときだからこそ、私は知恵を使ってですね、今後の地域、3億5,000万円の中にも介護施設に関する予算もありますし、いろんな全知恵を集めてですね、守っていただきたいと思います。

そうでなければ、もう守れないような状況に介護保険制度の中ではなっているというのが、私の認識です。もう町長のお考えはお伺いしません。

2つ目のですね、援助金のことなんですけれども、これはこの紀北町が学校に出しているやつなんですけれども、この中で児童扶養している世帯とか、非課税世帯とか受ける、果して自分はそれに匹敵するのかどうかというのとか、いろんな案内が不十分だと思うんですけども、さきほどの通達にもありましたように、すべての方にわかっていただくには、もう少し工夫をしてですね、これは松阪市のやつなんですけれども、1人、2人家族やったら収入はいくらの方が受けられますよって、具体的に書いてありますので、利用もしやすくなると思うんですが、このように変更されるべきだと思います。いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その件につきましてはですね、世古教育課長にお願いいたします。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

ただいまの議員のご質問ですけれども、周知の方法につきましては、今まで対象者が限定されているということからですね、まず小学校1年生の児童全員の保護者の方に、また小学校2年生から中学校3年生の在学学生には、前年度の対象となった保護者の方に継続の申請書を配布しておいたというのが、現状でございます。

ただ、今の社会情勢の非常にこう厳しい中でですね、周知につきましては議員がおっしゃるように、より広くわかりやすい周知が必要かと思えます。これにつきましては松阪市さんじゃないですけども、世帯人員やとか、また世帯の収入によってどのぐらいで認定されるかといった、所得の目安等を示していただくことも検討させていただきまして、また広報きほく等におきましても、当制度の周知を図っていきたくと、このように考えております。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

さきほども檀上で言いましたけれども、せっかく準要保護世帯ですね、1.5倍保護の三重県で最高水準を誇っておりますので、通知をして皆さんにわかるように、毎年全校にしている自治体も全国ではありますので、それに近づけるように頑張っていっていただきたいと思えます。

そして、給食費なんですけれども、今の援助はどのようになっていますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

実費の2分の1となっております。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

三重県下ではですね、全額補助しているところはたくさんあります。是非、これは教育長のほうが詳しいかもしれませんが、給食は学校のその法律にというんですか、そういう法律に基づいて出されているのではないかと思いますので、増額を要望します。お答えください。

また、学校法に基づいて給食がされていると思うんです。

川端龍雄議長

世古学校教育課長。

世古雅則学校教育課長

確かに議員さんのおっしゃられるように、給食費の支援につきましては、実費相当額の2分の1を支給しております、現在。それで各学校によりまして、また学年によって、少々違うわけなんですけども、年間2万円から2万3,000円ほど支給しているという実態でございます。この実費相当額の支給によりまして、非常に財政的にも影響を及ぼしますので、またあとでも教育長、町長とも相談させていただきまして、検討させていただきたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

教育長、お願いします。意思があるかどうか、課長でよろしいんですか。

議長、すみません。町長どうでしょう。せっかく誇っているんですよ。本当に生活保護に近いこの児童、未来ある児童にですね、学校給食は、学校の教育の中に含まれております。是非、私は、県下ではたくさんの方が全額保障しておりますので、するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これ資料見ておられますと、かなり実費相当額を補助している自治体ありますね。この現実をよく調べてですね、考えさせていただきます。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

その現実をよく見て考えさせていただくというのは、ちょっと希望を持っていいという方向の考えなんですか、どうなんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

日本語の語感をよく受け取っていただきたい。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

語感でなくて、今のこの大変厳しい世の中でですね、紀北町の義務教育を受ける子どもたちが困っておるんです。7人に1人が貧困なんです。さきほど言いましたけれども。是非、実現をお願いしたいと思います。

そして民営化につきましてもですね、お金のある人は本当にどんな福祉も利用できます。でもお金がないとそこしか利用できない、そういうところに町長としての責任を果していただきたい。そしてそれは町だけでは解決できません。国に対してもたくさんお考えいただいて、要望をあげていていただきたいと思います。そうすることが町の、町民の福祉を守る町長の一番の責任だと思います。不安をなくすると選挙公約のように、

川端龍雄議長

近澤議員、時間が来ましたのでまとめてください。

3番 近澤チヅル議員

はい。まとめなんですけど、言っておられました。是非、紀北町の高齢者ですね、また子どもの貧困という皆さんの不安をなくするように頑張って、実現していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

川端龍雄議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

川端龍雄議長

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 51分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 9月 1日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行